

平成 2 1 年第 2 回定例会

清里町議会会議録

平成 2 1 年 3 月 1 0 日 開会

平成 2 1 年 3 月 1 3 日 閉会

清里町議会

平成21年第1回清里町議会定例会会議録(3月10日)

平成21年第2回清里町議会定例会は、清里町議会事堂に招集された。

1. 応招議員は次のとおりである。

| | |
|------------|------------|
| 1番 勝 又 武 司 | 6番 藤 田 春 男 |
| 2番 加 藤 健 次 | 7番 細 矢 定 雄 |
| 3番 畠 山 英 樹 | 8番 中 西 安 次 |
| 4番 澤 田 伸 幸 | 9番 村 尾 富 造 |
| 5番 田 中 誠 | |

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員に同じである。

4. 欠席議員は次のとおりである。

5. 遅刻議員は次のとおりである。

なし

6. 早退議員は次のとおりである。

なし

7. 地方自治法第121条の規定により、説明のために会議に出席した者は次のとおりである。

| | |
|---------------|-------------|
| 町 長 | 橋 場 博 |
| 代 表 監 査 委 員 | 篠 田 恵 介 |
| 教 育 委 員 長 | 二 俣 勝 |
| 農 業 委 員 会 長 | 成 戸 昌 道 |
| 選 挙 管 理 委 員 長 | 若 松 明 |
| 副 町 長 | 櫛 引 政 明 |
| 総 務 課 長 | 古 谷 一 夫 |
| 町 民 課 長 | 小 笠 原 利 一 郎 |
| 建 設 課 長 | 坂 本 哲 夫 |
| 産 業 課 長 | 宇 野 充 |

| | |
|-------------|------|
| 保健福祉課長 | 島澤栄一 |
| 出納室長 | 谷秀三 |
| 焼酎事業所長 | 長屋将木 |
| 教育長 | 荻野美樹 |
| 生涯教育課長 | 柏木繁延 |
| 監査委員事務局長 | 村上孝一 |
| 農業委員会事務局長 | 宇野充 |
| 選挙管理委員会事務局長 | 古谷一夫 |

8. 本会議の書記は次のとおりである。

| | |
|------|-------|
| 事務局長 | 村上孝一 |
| 主査 | 鈴木美穂子 |

9. 本会議の案件は次のとおりである。

- 報告第 1 号 専決処分の報告について
- 同意第 1 号 網走支庁管内町村公平委員会委員の選任について
- 同意第 2 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 同意第 3 号 固定資産評価審査委員会委員に選任について
- 議案第 5 号 北網広域圏組合の解散に伴う財産処分の変更について
- 議案第 6 号 清里町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
- 議案第 7 号 清里町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 8 号 清里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 9 号 清里町税条例の一部を改正する条例
- 議案第 10 号 清里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 議案第 11 号 清里町介護保険条例の一部を改正する条例
- 議案第 12 号 清里町営牧野条例の一部を改正する条例
- 議案第 13 号 清里町営住宅条例の一部を改正する条例
- 議案第 14 号 清里町地域特別賃貸住宅 A 型条例の一部を改正する条例
- 議案第 15 号 清里町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例
- 議案第 16 号 清里町地域優良賃貸住宅条例の一部を改正する条例
- 議案第 17 号 町道路線の認定について
- 議案第 18 号 平成 20 年度清里町一般会計補正予算（第 5 号）
- 議案第 19 号 平成 20 年度清里町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 20 号 平成 20 年度清里町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 21 号 平成 20 年度清里町老人保健特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 22 号 平成 20 年度清里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

- 議案第 2 3 号 平成 2 0 年度簡易水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 議案第 2 4 号 平成 2 0 年度清里町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 議案第 2 5 号 平成 2 0 年度清里町焼酎事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 議案第 2 6 号 平成 2 1 年度清里町一般会計予算
- 議案第 2 7 号 平成 2 1 年度清里町介護保険事業特別会計予算
- 議案第 2 8 号 平成 2 1 年度清里町国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第 2 9 号 平成 2 1 年清里町老人保健特別会計予算
- 議案第 3 0 号 平成 2 1 年度清里町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 3 1 号 平成 2 1 年度清里町簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 3 2 号 平成 2 1 年度清里町農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 3 3 号 平成 2 1 年度清里町焼酎事業特別会計予算
- 平成 2 1 年度町政執行方針
- 平成 2 1 年度教育行政執行方針
- 一 般 質 問

開会・開議宣言

議長（村尾富造君）

ただ今の出席議員数は9名です。

ただ今から平成21年第2回清里町議会定例会を開催いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（村尾富造君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において、1番 勝又武司君、2番 加藤健次君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

議長（村尾富造君）

日程第2 会期の決定についてを議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。議会運営委員会委員長 加藤健次君。

2番（加藤健次君）

本定例会は当初予算が提案される議会であり、町政執行方針、教育行政執行方針、一般質問、予算審査その他議案内容から判断して本定例会の会期は本日より3月13日までの4日間とすることが適当と思います。以上が議会運営委員会の結果でありますので報告いたします。

議長（村尾富造君）

お諮りします。本定例会の会期は委員長の報告のとおり本日から3月13日までの4日間にしたいと思いますがご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（村尾富造君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月13日までの4日間に決定しました。

日程第3 議長諸般の報告

議長（村尾富造君）

日程第3 議長諸般の報告を行います。

事務局長に報告させます。議会事務局長。

事務局長

議長諸般の報告7点についてご報告申し上げます。

1点目、議員の派遣状況及び会議・行事等の出席報告についてであります。(1) 斜里郡3町議会連絡協議会について、2月20日、小清水町で開催され、正・副議長・各常任委員長が出席いたしております。今回は、昨年実施された議長会府県調査の中から、広域行政についての報告と情報交換等を行い、また、斜里郡3町議長と小清水赤十字病院長との懇談会について報告がなされました。そのほか、斜里町より新一般廃棄物処理施設計画の現状について報告がありました。(2) 網走支庁管内町村議会議長会定期総会について、2月23日、雄武町で開催され、村尾議長が出席いたしております。報告事項5件、議事3件、協議事項3件が提案され、原案のとおり議決・承認されました。また、総会終了後、網走支庁長よりオホーツク観光の現状と今後の取り組みについて講演がありました。(3) 一部事務組合等の会議について、記載のとおり一部事務組合の議会が開催され、それぞれ議員が出席いたしておりますのでご報告申し上げます。

2点目、常任委員会及び議会運営委員会の開催状況について、記載の期日・案件で会議が開催されておりますのでご報告申し上げます。

3点目、町民懇談会の開催について、議会主催の町民懇談会として、2月25日、コミュニティセンターにおいて、清里町の商工・観光の現状と課題についてをテーマに、商工会・観光協会役員と議員全員が出席して懇談会を実施しております。

4点目、平成19年度教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告について、4ページの議長宛て文書のとおり、平成20年4月から施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、別冊の報告書の提出がありましたのでご報告いたします。

5点目、道外所管事務調査報告について、昨年の11月25日から29日の5日間、両委員会合同の道外所管事務調査が行われました。調査地は熊本県小国町、人吉市、宮崎県綾町、北郷町の4市町です。延べ14の調査項目について調査を行っており、その報告書が提出されましたので、別冊のとおり報告いたしますのでご参照ください。

6点目、例月現金出納検査の結果について、平成21年2月分について5ページのとおり提出されております。適正であるとの報告であります。

7点目、平成21年第2回清里町議会定例会説明員等の報告について、6ページのとおりとなっておりますのでご参照いただきたいと思います。以上で議長諸般の報告を終わります。

議長（村尾富造君）

これで議長諸般の報告を終わります。

日程第4 町長一般行政報告

議長（村尾富造君）

日程第4 町長一般行政報告を行います。町長 橋場 博君。

町長（橋場 博君）

町長の一般行政報告を申し上げます。

主要事業報告1点目、北網広域圏組合議会定例会の結果についてであります。2月27日網走市で

開催されました。案件は記載の19年度北網広域圏組合各会計歳入歳出決算についてであります。この組合議会は最後の会議ということで決算についての審議が行われたわけでありまして、原案のとおり可決承認がなされております。2点目の北網地域活性化協議会設立総会の結果についてであります。1点目の北網広域圏組合議会議会が解散されまして、その後北網地域活性化協議会、これが設立されたわけでありまして、その総会の結果についてであります。2月27日網走市で開催されました。案件は、北網地域活性化協議会設置の要綱の制定について。また、役員の選出が行われまして会長は網走市長他それぞれ記載の方々を選任され、原案のとおり全て可決承認がなされております。3点目の斜里地区消防組合議会議会第1回定例会の結果についてであります。3月2日斜里町で開催されました。付議案件は記載の4件でありまして、1点目の公平委員会委員の選任は安井敏和氏の選任についてであります。また、2点目の消防団員定数に関する条例の改正でありますけれども、現在組合全体で345名の定員を325人に20名減員するものでありまして、その内訳は小清水町、清里町でそれぞれ10名づつ減員して、それぞれの町現行100名を90名にするものであります。これは現在の実人員に合わせた改正にしたものであります。3点目、4点目それぞれ補正予算、また、21年度の一般会計予算につきましては全て原案のとおり可決承認がなされております。次4点目の斜里郡3町終末処理事業組合議会議会第1回定例会の結果についてであります。3月2日斜里町で開催されました。付議案件でございますけれども、記載の4点でございます。1点目の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、現行の1週間40時間勤務を38時間45分に改正し、1日の勤務時間、現行の8時間を7時間45分に改正するものでありまして、4月1日から施行するものであります。また、2点、3点の補正予算、21年度組合議会一般会計予算につきましては、それぞれ原案のとおり可決承認がなされております。4点目につきましては、安井敏和氏の公平委員の選任の同意であります。

次、20年度工事進捗状況、3月1日現在の状況であります。まず、清里町一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設増設工事でありますけれども、工期は20年の5月13日から21年の11月30日までであります。種別でありますけれども、砂ろ過施設設置、建物面積20平方メートルでありまして、進捗割合でありますけれども、20年度予定分については95%、全体事業比の85%であります。進捗状況であります。基礎・水槽躯体工事完了、建築・配線設備工事施行中、砂ろ過設備工事完了であります。次の清里町一般廃棄物最終処分場埋立地増設工事であります。工期は20年8月5日から21年11月30日までであります。工事の種別であります。記載のとおりでありまして埋立地増設、埋立容量、埋立面積であります。進捗状況であります。20年度予定分については100%、全体事業分で25%の進捗割合であります。進捗状況は浸出水調整池工事完了、埋立地造成、雨水等集排水工事完了であります。次3点目の地域優良賃貸住宅建設工事であります。工期は20年6月24日から2月20日まででありまして、鉄筋コンクリート造2階建1棟6戸、工事完了であります。建築場所は旧営林署跡地であります。次、4線道路凍雪防止工事であります。工期は20年9月19日から21年1月30日。工事の概況でありますけれども、延長240メートル、幅員5.5メートルであります。進捗割合は100%で工事は完了いたしております。以上を申し上げまして町長一般行政報告とさせていただきます。

議長（村尾富造君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

議長（村尾富造君）

質疑なしと認めます。これで町長一般行政報告を終わります。

日程第5 報告第1号

議長（村尾富造君）

日程第5 報告第1号 専決処分についてを議題とします。本件について報告の説明を求めます。総務課長。

総務課長

ただ今上程されました報告第1号専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分を行ったので、同条第2項の規定により議会に報告するものです。議案を1枚お開きください。本件につきましては記載のとおり、昨年11月21日に発生いたしました公用車によります交通事故について、示談により損害賠償額が確定いたしましたので、本年2月20日付をもって専決処分を行ったものでございます。交通事故の状況につきましては、上斜里858番地地先となります道道摩周湖斜里線と町道13号道路の交差点における車輛同士の接触衝突事故であり、相手方車輛及び交通標識1基、バス停留所標識1基の損傷が生じたことから、損害賠償額合わせて3件で40万4千505円について、それぞれ、記載の損害賠償相手方及び金額を確定し専決処分を行ったものです。なお、職員の交通事故防止や安全教育につきましては、今後とも十分指導の徹底をはかってまいります。以上をもって、専決処分の報告とさせていただきます。

議長（村尾富造君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

議長（村尾富造君）

質疑なしと認めます。

これで、報告第1号 専決処分の報告についてを終わります。

日程第6 同意第1号

議長（村尾富造君）

日程第6 同意第1号 網走支庁管内町村公平委員会委員の選任についてを議題とします。提出者の説明を求めます。副町長。

副町長

ただ今上程されました、同意第 1 号網走支庁管内町村公平委員会委員の選任について提案理由のご説明を申し上げます。

網走支庁管内の町村で共同で設置をいたしております 3 名の公平委員会の委員のうち、宇佐美不二夫氏はこの 3 月 31 日をもって任期満了となりますので、新たに本町の前助役さんでありました安井敏和氏を委員として選任いたしたく、委員会規約第 3 条第 1 項の規定に基づき議会の同意を求めますのでございます。委員会規約第 3 条第 1 項の規定につきましては、公平委員会の委員は関係町村長が協議により定めた候補者につき関係町村の議会の同意を得たうえ網走支庁管内交通災害共済組合長が選任すると、そうした規定でございます。安井敏和氏の選任につきまして、満場でのご同意を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。なお、同氏の経歴等につきましては次のページに記載されておりますので、ご覧いただきたいと存じます。また、任期につきましては平成 21 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日の 4 年間でございます。以上で説明を終わります。

議長（村尾富造君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

議長（村尾富造君）

質疑なしと認めます。

本件については議会先例により討論を省略します。

これから同意第 1 号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は原案どおり同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（村尾富造君）

起立全員です。したがって、同意第 1 号 網走支庁内町村公平委員会委員の選任については原案どおり同意することに決定しました。

日程第 7 同意第 2 号

議長（村尾富造君）

日程第 7 同意第 2 号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。提出者の説明を求めます。副町長。

副町長

ただ今上程されました、同意第 2 号固定資産評価審査委員会委員の選任について提案理由のご説明を申し上げます。

現委員さんであります澤田清氏は 3 月 13 日で任期満了となりますので、新しく鈴木文雄氏を選任いたしたく地方税法第 423 条第 3 項の規定により議会の同意を求めますのでございます。地方税法第 423 条第 3 項は、固定資産評価審査委員会の委員は、町税の納税義務のあるものまた、固定資産について学識経験を有する者のうちから議会の同意を得て町長が選任すると、そうした規定でござい

ます。次のページに履歴等が記載されておりますが、鈴木文雄氏は神威1,060番地にお住まいで、昭和26年2月5日生まれの満58歳の方でございます。現在地におきまして農業経営をされております。鈴木氏の選任について満場での同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。なお、任期につきましては平成21年3月14日から平成24年3月13日までの3年間でございます。以上で説明を終わります。

議長（村尾富造君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

議長（村尾富造君）

質疑なしと認めます。

本件については議会先例により討論を省略します。

これから同意第2号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は原案どおり同意することに賛成の方は起立願います。

議長（村尾富造君）

起立全員です。したがって、同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任については原案どおり同意することに決定しました。

日程第8 同意第3号

議長（村尾富造君）

日程第8 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。提出者の説明を求めます。副町長。

副町長

ただ今上程されました、同意第3号固定資産評価審査委員会委員の選任について提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましても現委員さんであります大塚妙子氏がこの3月15日をもって任期満了となりますので、引き続き選任いたしたく法の定めるところにおきまして議会の同意を求めます。次のページに大塚妙子氏の履歴等を記載しておりますのでご覧いただきたいと存じます。同氏の固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして満場でのご同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。なお、任期につきましては平成21年3月16日から平成24年3月15日までの3年間でございます。以上で説明を終わります。

議長（村尾富造君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

議長（村尾富造君）

質疑なしと認めます。

本件については議会先例により討論を省略します。

これから同意第3号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は原案どおり同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（村尾富造君）

起立全員です。したがって、同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任については原案どおり同意することに決定しました。

日程第9 議案第5号

議長（村尾富造君）

日程第9 議案第5号 北網広域圏組合の解散に伴う財産処分の変更についてを議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

ただ今上程されました、議案第5号北網広域圏組合の解散に伴う財産処分の変更について提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成20年12月11日に議決された議案第55号北網広域圏組合の解散に伴う財産処分について、その内容を変更するため、解散に伴う財産処分を関係市町の協議の上定めることについて地方自治法の規定により議会の議決を求めるものです。それでは議案を1枚お開きください。北網広域圏組合の解散に伴う財産処分に関する協議となっておりますが、今般の変更につきましては、先に議決をいただいた財産処分におきましては、保有する基金のうち北海道の出資した1億円については北海道に返還することとしておりましたが、網走市の提案により北海道と協議した結果、北網地域の活性化を目的とした事業に資するための新たな基金原資として、受け皿となる任意団体を組織し使用された場合は返還を要しないこととされました。このことから、関係10市町の理事者及び議長との協議を経て、去る平成21年2月27日に、新たな受け皿団体となる北網地域活性化協議会が設立されております。従いまして、今回の変更の内容につきましては、10市町への基金の配分につきましては先に議決いただいたとおりとし、北海道へ返還することとした1億円については、新たに設立されました北網地域活性化協議会に移譲すると変更するものです。それでは、新旧対照表をもって変更箇所をご説明申し上げますので、審議資料の1ページをご覧くださいと存じます。変更につきましてはアンダーラインで示しておりますが、変更前の協議の北海道に返還するを変更後の協議においては北網地域活性化協議会に移譲すると変更するものでございます。以上で提案理由の説明とさせていただきます。

議長（村尾富造君）

これから質疑を行います。

(「質疑なし」との声あり)

議長(村尾富造君)

質疑なしと認めます。

お諮りします。本件については討論を省略し採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(村尾富造君)

異議なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(村尾富造君)

起立全員です。したがって、議案第5号 北網広域圏組合の解散に伴う財産処分の変更については原案どおり可決されました。

日程第10 議案第7号

議長(村尾富造君)

日程第10 議案第7号 清里町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

ただ今上程されました、議案第7号清里町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成20年度の人事院勧告により現在の1週間当たりの勤務時間40時間を、民間事業所の実態に合わせ38時間45分にすべきとの勧告がなされ既に閣議決定されているところですが、当町におきましても、本年4月1日より勧告に基づき国家公務員に準じるなか1週間当たりの勤務時間を38時間45分に改正するものです。それでは新旧対照表により改正箇所の説明を申し上げますので、審議資料の2ページをご覧くださいと存じます。改正箇所につきましてはアンダーラインで示しております。

改正後の条例でご説明申し上げます。1週間の勤務時間を規定する、第2条第1項中、40時間を38時間45分に、同条第2項の短時間勤務につきましては、16時間から32時間までを15時間30分から31時間までと改めます。週休日及び勤務時間の割振りににつきましては、第3条第2項の8時間を7時間45分に改めます。3ページをご覧くださいと存じます。育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限について規定する第8条の2第2項におきましては、1月について24時間を23時間15分に、1年について150時間を145時間に、それぞれ改めるものです。附則は施行日を規定いたしております。なお、条例を施行するに当たっては、役場の開庁時間8時15分及び閉庁時間午後5時の変更を行わず、規則で規定いたしております昼の休憩時間を15分延長し、正午より午後1時に変更することとし、休憩時間にあっても、現在同様、窓口・電話対応業務等

を的確に行うことといたします。以上で提案理由の説明を終わります。

議長（村尾富造君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

議長（村尾富造君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。本件については討論を省略し採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（村尾富造君）

異議なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（村尾富造君）

起立全員です。したがって、議案第7号 清里町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は原案どおり可決されました。

日程第11 議案第8号

議長（村尾富造君）

日程第11 議案第8号 清里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

ただ今上程されました、議案第8号清里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、先に議決されました、議案第7号清里町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例において勤務時間の改正が行われたことから、育児休業法で定められた育児短時間勤務職員並びに短時間勤務職員の勤務時間について、連動した改正を行うものです。それでは新旧対照表によりご説明申し上げますので、審議資料の4ページをご覧くださいと存じます。改正箇所はアンダーラインで示しております。

改正後の条例でご説明申し上げます。勤務形態を規定する第11条1号、ア及びイ中、20時間、24時間又は25時間を、19時間25分、23時間15分又は24時間35分に改めます。育児短時間勤務職員の時間外勤務手当支給基準を規定する、第17条の表中8時間を7時間45分に改めます。5ページをご覧くださいと存じます。同じく、短時間勤務職員について、第17条の表中8時間を7時間45分に改めます。6ページをご覧くださいと存じます。第18条は短時間勤務職員の1週あたりの勤務時間を規定いたしておりますが、表中、32時間を31時間に改めるものでご

ざいます。附則は施行期日を規定いたしております。以上で提案理由の説明とさせていただきます。

議長（村尾富造君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

議長（村尾富造君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。本件については討論を省略し採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（村尾富造君）

異議なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（村尾富造君）

起立全員です。したがって、議案第8号 清里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は原案どおり可決されました。

日程第12 議案第12号

議長（村尾富造君）

日程第12 議案第12号 清里町営牧野条例の一部を改正する条例を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。産業課長。

産業課長

議案第12号清里町営牧野条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本件につきましては、町営の青葉牧場の廃止に伴います位置及び面積の改正と使用料の納付方法についての改正を行うものであります。それでは、別冊審議資料の新旧対照表により内容をご説明申し上げますので、審議資料の16ページをお開き下さい。改正部分をアンダーラインで示しております。

第2条は位置及び面積を定めるものでありますが、青葉牧場に係る部分の廃止に伴い削除するものです。第5条は使用料の納付方法について定めるものでありますが、使用料は牧野の使用許可を受けると同時に納付としておりますが、今回牧野利用の実績により使用料を納付する方法に改正するものでございます。第6条は使用料の返還について定めておりますが、前条第5条の改正により利用実績による納付となることから、返還が生じることが無くなり全文を削除するものであります。第7条過料と第8条委任につきましては、第6条の削除によりそれぞれ繰り上がるものであります。附則につきましては施行期日を定めるものです。以上で説明を終わります。

議長（村尾富造君）

これから質疑を行います。

(「質疑なし」との声あり)

議長(村尾富造君)

質疑なしと認めます。

お諮りします。本件については討論を省略し採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(村尾富造君)

異議なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(村尾富造君)

起立全員です。したがって、議案第12号 清里町営牧野条例の一部を改正する条例は原案どおり可決されました。

日程第13から日程第16 議案第13号から議案第16号

議長(村尾富造君)

ここで関連がありますので、日程第13 議案第13号 清里町営住宅条例の一部を改正する条例から、日程第16 議案第16号 清里町地域優良賃貸住宅条例の一部を改正する条例までを一括議題とします。議案第13号から議案第16号まで順次提案理由の説明を求めます。建設課長。

建設課長

ただ今一括上程されました議案第13号清里町営住宅条例の一部を改正する条例から議案第16号清里町地域優良賃貸住宅条例の一部を改正する条例について順次ご説明申し上げます。

まず今回の条例の改正の主な内容についてご説明申し上げます。平成3年に国民を暴力団員の不法行為や危険から守るため、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律が制定されました。この法律の制定により国及び地方公共団体も市民生活の安全と平穏の確保を図り、国民の生活と権利を保護することに努めることとされております。このことを受け、国土交通省や警察署の方からも公営住宅等公の住宅に暴力団員の入居を制限する規定を設けるよう再三要請されているところであります。そういったことから、今回、町営住宅条例等4件につきまして、暴力団員を排除する規定を付け加え、安全安心なまちづくりをして参りたいというのが条例改正の理由であります。それでは改正の内容をご説明申し上げます。審議資料の17ページをお開き下さい。アンダーラインの引いてある部分が今回改正する部分でございます。

まず、17ページの清里町営住宅条例の一部を改正する条例の新旧対照表、左側が改正前の条例で右側が改正後の条例でございます。第6条は入居者の資格で、第4号として公安委員会より指定されている暴力団には町営住宅には入居させないものでございます。第11条は住宅入居の手続きで3号として町営住宅の入居決定者に対し暴力団員でないこと、暴力団員と判明した場合は町営住宅から退去

することとした誓約書を提出させることを規定するものです。第12条は同居の承認で、第2項として暴力団員には同居の承認をしないことを規定するものです。第13条は入居の承継で、第2項として暴力団員であるものが入居の申請をしても承認をしないことを規定するものです。18ページをお開きください。第42条は住宅の明渡し請求でありまして、7項として暴力団員であることが判明した時は、住宅の明渡し請求をすることが出来ることを規定するものです。第57条は使用者の資格で、42条で号が追加になるため4号中第5号を第7号に改めるものです。第64条は警察署長の意見の聴取でありまして、新しく追加する条文でありまして、町営住宅への入居を許可しようとする者について、その者が暴力団員であるか否か警察に聞くことが出来るを規定するものであります。第65条町長への意見、これも新しく追加する条文でございまして、警察署長は町長に対して町営住宅に入居しようとしている者、入居している者が暴力団員かどうか意見を述べる事が出来る旨を規定するものです。第66条は勧告でございまして、これも新しく追加する条文でございまして、町長は警察署長から65条の連絡があった場合には、その者に対して住宅の明渡しなどの勧告を規定するものです。64条から65条についてはそれぞれ67条68条に繰り下げるものであります。附則につきましては平成21年4月1日から施行するものであります。以上で議案第13号の清里町営住宅条例の一部を改正する条例についての説明を終わります。

続きまして20ページをご覧くださいと思います。清里町地域特別賃貸住宅A型条例の一部を改正する条例についてでございます。6条は入居者の資格でございまして、6号としまして先ほどもご説明申し上げましたけども、暴力団員には特別賃貸住宅には入居させないことを規定するものであります。10条入居の手続きにつきましては、3号といたしまして先ほどもご説明申し上げましたけども、特別賃貸住宅の入居者に対して暴力団でないこと、暴力団と判明したら退去するとの誓約書を提出させることを規定するものでございます。次、10条の2同居の承認でありますけども、本条例には同居の承認に関する規定が無いため新たに10条の2として付け加えるものであります。10条の2第1項は親族以外の者を同居させようとするものは町長の承認を得なければならないという規定であります。2項は暴力団員には同居の承認をしないことを規定するものです。21ページをお開きください。10条の3は入居の承継でございまして、これにつきましても本条の条例には規定が無いために新たに10条の3として入居の承継を追加するものでございまして、1項としまして入居者が死亡し又は、退去した場合同居していたものが、当該住宅に居住を希望する時は、町長の承認を受けなければならないと規定するものでございます。2項につきましても、引き続き居住を希望するものが暴力団員である時は、承認をしないという規定をするものでございます。第22条住宅の明渡しの請求につきましては、第6項として先ほどもご説明を申し上げてございまして、暴力団員と判明した時は明渡しを請求することが出来ることを規定するものでございます。第24条警察署長の意見の聴取。これにつきましては、先ほど説明した内容と同じでありますので説明を省略させていただきます。第25条は町長への意見でございまして、これにつきましても先ほど説明した条文と同じでございますので説明を省略させていただきます。22ページをご覧ください。26条は勧告でございまして、これにつきましても新たに追加する条文でございまして先ほどと同じでございますので、省略させていただきます。24条を27条に、25条を28条にそれぞれ改正するものです。附則につきましては、平成21年4月1日より施行するというものでございます。以上で議案第14号清里町地

域特別賃貸住宅A型条例の一部を改正する条例の説明を終わります。

続きまして23ページをご覧ください。清里町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例でございます。第5条入居者の資格についてでございますが、6項として先ほどご説明している項を追加するものです。第9条は入居の手続きでございますが、2項の第3号に先ほどから説明申し上げております号を追加するものでございます。10条の2同居の承認でございますけれども、本条例につきましても同居の承認の規定が無いために新たに10条の2として付け加えるものでございまして、先ほどご説明したものと全く同じでございますので省略させていただきます。24ページをご覧ください。10条の3入居の承継。これにつきましても本条例には規定がございませんので10条の3として新たに付け加えるものでございます。内容につきましては、先ほどの条例で説明したのと全く同じでございますので省略させていただきます。22条は住宅の明渡し請求で7号としまして、暴力団員と判明した時は明渡し請求をすることが出来るということを規定するものでございます。24条は警察署長の意見の聴取でございますが、これも先ほどと同じ内容でございますので省略させていただきます。25条町長への意見について。これについても新たに追加する条文でありますけれども、先ほど説明しているとおりでございますので省略させていただきます。25ページをお開きください。26条勧告でございますけれども、これも新たに付け加える条文でございますがこれにつきましても、先ほどから説明しているとおりでございますので説明を省略させていただきます。24条を27条に、25条を28条にそれぞれ改正するものでございます。附則につきましても平成21年4月1日より施行するというものでございます。以上で議案第15号清里町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例についての説明を終わります。

続きまして26ページをお開きください。清里町地域優良賃貸住宅条例の一部を改正する条例についてでございます。5条入居者の資格につきましても、6号として先ほどからご説明している号を追加するものでございます。9条は入居の手続きで2項の3号として同じ内容の誓約書を提出させる旨を規定するものです。11条同居の承認についてですが、2項としまして先ほどから説明しておりますので説明を省略させていただきます。12条は入居の承継でございます。これにつきましても説明を申し上げているとおりでございますので省略させていただきます。27ページをご覧ください。24条住宅の明渡し請求について、7号として暴力団員として判明した時は明渡しを請求することが出来る旨を規定するものであります。26条は警察署長の意見の聴取でございますが、これにつきましても先ほどから説明しているとおりでございますので省略させていただきます。27条は町長への意見でございますが、これにつきましても先ほどから説明しているとおりでございますので省略させていただきます。28条勧告です。これにつきましても説明してきたとおりでございますので説明を省略させていただきます。次、26条を29条に27条を30条にそれぞれ改めるものでございます。附則につきましても平成21年4月1日より施行するというものでございます。以上で、議案第16号清里町地域優良賃貸住宅条例の一部を改正する条例についての説明を終わります。これで一括上程されました議案第13号から議案第16号までの終わらせていただきます。

議長（村尾富造君）

これから一括して質疑を行います。

(「質疑なし」との声あり)

議長(村尾富造君)

質疑なしと認めます。

お諮りします。本件については討論を省略し採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(村尾富造君)

異議なしと認めます。

これから議案第13号 清里町営住宅条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(村尾富造君)

起立全員です。したがって、議案第13号 清里町営住宅条例の一部を改正する条例は原案どおり可決されました。

議長(村尾富造君)

次に議案第14号 清里町地域特別賃貸住宅A型条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(村尾富造君)

起立全員です。したがって、議案第14号 清里町地域特別賃貸住宅A型条例の一部を改正する条例は原案どおり可決されました。

議長(村尾富造君)

次に議案第15号 清里町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(村尾富造君)

起立全員です。したがって、議案第15号 清里町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例は原案どおり可決されました。

議長(村尾富造君)

次に議案第16号 清里町地域優良賃貸住宅条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(村尾富造君)

起立全員です。したがって、議案第16号 清里町地域優良賃貸住宅条例の一部を改正する条例は原案どおり可決されました。

日程第17 議案第17号

議長（村尾富造君）

日程第17 議案第17号 町道路線の認定についてを議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。建設課長。

建設課長

ただ今上程されました、議案第17号町道路線認定について提案理由の説明を申し上げます。

本件は、道路法第8条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。道路法第8条第2項では、市町村長は、市町村の区域内の道路の認定をしようとする場合、議会の議決を経なければならないとされていることから、今回議決を求めるものであります。それでは、議決を求めます路線についてご説明いたします。

路線名はトレセン通りで、昨年11月11日から12月22日かけて新設工事を行った道路であります。起点、終点とも清里町羽衣町31番地の14、延長は67メートルで、車道幅員が4メートル、北側に2.5メートルの歩道が設置されております。以上で議案第17号町道路線認定について説明を終わります。

議長（村尾富造君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

議長（村尾富造君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。本件については討論を省略し採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（村尾富造君）

異議なしと認めます。

これから議案第17号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（村尾富造君）

起立全員です。したがって、議案第17号 町道路線の認定は原案どおり可決されました。

日程第18 議案第18号

議長（村尾富造君）

日程第18 議案第18号 平成20年度清里町一般会計補正予算(第5号)についてを議題とします。本件についての提案理由を求めます。総務課長。

総務課長

ただ今上程されました議案第18号平成20年度清里町一般会計補正予算(第5号)についての提案理由についてご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては第1条第1項に記載のとおり、歳入歳出それぞれ1千498万5千円を減額し予算の総額を56億5千414万4千円とするものでございます。第1条第2項につきましては後ほど別冊の事項別明細書でご説明申し上げます。第2条の地方債の補正につきましては議案書を5枚お開きいただきたいと存じます。今回の地方債の補正は変更であり記載のとおり一般廃棄物最終処分場増設事業債について補正前の限度額4千780万円を1千290万円減額し補正後の限度額を3千490万円とするものでございます。それでは別冊による補正予算の説明書、一般会計事項別明細書により引き続きご説明申し上げますので15ページをお開きいただきたいと存じます。まず始めに今回の補正の全体的な概要についてご説明します。

今回の補正は実行予算に基づく事業費の精算、物件費等の不用額の減額、また今後必要が見込まれるものの追加補正、更には一般財源及び特定財源の増減に伴う全体的な財源調整を行うものでございます。歳入におきましては町税の賦課調定状況による補正及び特定財源の調整を行うとともに一般財源となる普通交付税の確定歳入と併せ、事業費の精算等により基金からの繰り入れ8千751万円を減額いたしてございます。また歳出におきましては、北網広域圏組合の解散に伴う出資金返還金等をもって基金積立てに3千988万2千円、更に特別会計の全体的な繰出し金調整を行って参りますが、焼酎事業特別会計につきましては、年度末決算で一般財源の不足が見込まれることから388万9千円の繰出しを行って参ります。

それでは歳出よりご説明申し上げますが、事業の精算や物件費等の不用額等の減額につきましては一部説明を省略させていただきます。また、特定財源につきましても主なものみの説明だけとさせていただきます。なお、特別交付税や地方譲与税等の歳入の未確定なものや今後補正等により執行する一部事業の歳入歳出の確定処理に伴うもの、更には翌年度への繰越事業の処理につきましては必要に応じて3月末日をもって専決処分の措置をさせていただくことをご理解いただきたいと存じます。15ページ議会費につきましては、物件費等の不用額の減額となります。総務費、1項給与費、1目職員給与費につきましては財源振替えであり、特定財源の補助事業事務費等充当の国庫支出金及びその他の負担金収入合わせて186万円を減額し一般財源に振替えます。2項総務費、1目一般管理費につきましては不用額の減額と財源の振替えを行うものであります。16ページをご覧いただきたいと存じます。2目財産管理費、25節積立金の3千988万2千円の補正につきましては、それぞれ記載の積立てを行うものでございますが、今回は預金利息の積立ての他、財政調整基金につきましては歳出充当の譲与分及び寄附金1件3万円、減債基金につきましては介護報酬収入の事業充当譲与分を積立てるものでございます。また、ふるさと事業基金につきましては北網広域圏組合出資金及び譲与金、加えてふるさと寄附金1件20万円を積立てるものでございます。特定財源のその他4千217万8千円の主なものにつきましては、北網広域圏組合返納金3千230万円、同じく譲与金143万2千円、介護報酬収入増と委託料減の差額分850万円、町有地売払い収入130万9千円、寄附金が2件で23万円、更には積立金利子などの財産収入となつてございます。3目地籍管理費から17目行政情報システム管理費までは不用額の整理と財源調整となつてございます。3項開発促進費、1目企画振興費44万円の減額につきましては工事請負残の不用額の整理となります。18ページを

ご覧いただきたいと存じます。2目土地利用計画費は財源の振替えであり、3目花と緑と交流のまちづくり事業費268万9千円の減額につきましても本年度事業実績による不用額の減額となります。特定財源のその他335万1千円の減は基金繰入金が253万2千円と雑入は99万9千円となっております。4項徴税费、1目徴税费から7項統計調査費、1目各種統計調査費までについても不用額の減額の財源調整のみとなっております。19ページ民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費84万4千円の減額につきましてもは20節扶助費の福祉灯油扶助費等の実行減額となっており、特定財源、国道支出金34万1千円の減は道の事業に対する地域政策補助金となっております。2目障害者自立支援費691万4千円の減額につきましても、いずれも事業費の確定及び年度内の給付等の見込みにより補正を行うもので特異的事項はございません。20ページをご覧いただきたいと存じます。3目福祉サービス事業費39万2千円の減額も同様です。なお、特定財源その他28万7千円の減は利用者負担金となっております。4目老人福祉費、13節委託料900万円の減額は運営経費の年度内決算見込みによる減額措置となっております。28節繰出金103万8千円につきましてもは介護報酬改定に伴うシステム改修費に対して所要の繰出しを介護保険特別会計に行うものでございます。特定財源その他893万円の減額については委託料の減額分900万円と入所負担金7万円の差額となっております。5目地域包括支援センター費及び6目国民年金事務費は不用額の減額となっております。2項児童福祉費、1目児童母子福祉費は213万4千円の減額もそれぞれ給付実績等に伴う減額となっております。2目保育所費、7節賃金につきましてもは臨時雇用において不足が見込まれることから15万円の補正をいたしております。22ページをご覧いただきたいと存じます。3目子育て支援センター費につきましてもは特にございません。衛生費、1項保健衛生費、2目予防費につきましても特にございません。3目各種医療対策費802万2千円の減額補正につきましては、20節扶助費については実績及び年度末給付を見込んでの減額となっております。21節貸付金につきましてもは、貸付が無かったため皆減となります。28節繰出金32万9千円の減額につきましてもは、老人保健特別会計繰出金において医療費給付の減により169万1千円を減額する一方、後期高齢者医療特別会計繰出金につきましてもは、保険料軽減や特別徴収の実施に伴うシステム改修に対して136万2千円増額補正を行っていくものでございます。特定財源のその他369万4千円は諸収入となる高額療養負担金等の減によるものでございます。4目環境衛生費については特にございません。5目保健福祉総合センター費385万5千円の減は主に燃料費の減によるものであり、特定財源のその他578万5千円の減は老健及び診療所からの燃料費等の負担分経費となっております。2項清掃費、1目清掃事業費97万7千円の補正は、11節需用費において清掃センター機器類の修繕等において不足が見込まれることから所要の補正を行うものであります。特定財源につきましてもは最終処分場増設事業に国庫交付金が1千437万8千円追加交付されることから地方債を1千290万円減額いたします。その他の200万9千円の増は諸収入となる資源ごみの売払い収入等の増と収入証紙売り払い減の差額となっております。24ページをご覧いただきたいと存じます。農林水産業費につきましてもはご説明を申し上げます。1目農業委員会費については特にございません。2目農業振興費、28節繰出金388万9千円の補正につきましてもは焼酎事業特別会計への繰出金であり、特別会計におきまして財産収入となる焼酎販売実績が当初計画に達しないことから年末決算において歳入不足が見込まれますので所要の繰出しを行っていくものでございます。3目畜産業費につき

ましては不用額の減額整理を行うものであり、特定財源のその他9万7千円の減は牧野使用料となっております。4目農地開発事業費436万円につきましては19節負担金補助及び交付金であり、清里町畑地かんがい管理運営協議会交付金300万円の補正は斜網地域維持管理組合負担金の減額に伴い受益者負担分の還付を一括して協議会に対して行うものでございます。団体営土地改良事業負担金は同じく斜網地区協議会負担金の減額に伴う精算措置として、斜里、小清水両町に対して負担を行うものでございます。なお特定財源のその他604万2千円につきましては斜網地域維持管理組合からの交付金となります。5目道営整備事業費40万9千円の減は事業費確定による減となっており、特定財源その他の25万円は受益者負担分の分担金と諸収入となる交付金の差額計上となっております。2項林業費、1目林業振興費及び2目自然保護対策費はいずれも事業費確定による不用額の整理となっております。なお26ページの自然保護対策費の特定財源その他は2万6千円の減は残滓処理負担金となっております。26ページ商工費の1目商工振興費から6目江南パークゴルフ場まではいずれも事業終了に伴う実績精算による不用額の整理となっております。28ページをご覧くださいと存じます。土木費、1項道路橋梁費、1目道路橋梁費188万9千円の減は不用額の全体的な減額を行うものであり特定財源その他4千187万8千円の減は財政調整基金からの繰入金4千205万8千円の減額と道路占用料等増額の差額計上となっております。2目道路新設改良費364万6千円の減額は事務事業確定による精算減額となります。2項都市計画費は特にございません。3項住宅費、1目住宅管理費44万9千円の減額は不用額と財政調整であり、2目住宅建設費につきましては財源振替えによる特定財源のその他、公共施設整備基金から繰入金3千万円を全額減額するものでございます。教育費を説明申し上げます。1項教育総務費、1目教育委員会費は財源の振替えとなります。30ページをご覧くださいと存じます。2目教育諸費、19節負担金及び交付金につきましては実績及び年度内執行見込みにより幼稚園就園奨励費補助を71万5千円補正計上いたしております。その他は実績見込みによります減額措置となります。特定財源のその他1千326万2千円の減は財政調整基金繰入金1千310万円の減と教職員住宅使用料16万2千円の減となっております。2項小学校費の1目学校管理費333万1千円の減は記載の項目の不用額の減額措置となっております。2目教育振興費35万3千円の補正は教育課程の改正に先立ち道徳の教師用指導書の購入を行っていくものでございます。2項中学校費、1目学校管理費は燃料費不用額の減額であり、2目教育振興費10万9千円の補正は小学校費と同じく道徳の教師用指導書の購入となっております。4項社会教育費、1目社会教育総務費から32ページの5目スキー場管理費までは、本年度実績及び年度末実行見込みによる不用額の整理となっておりますので説明は省略させていただきます。社会教育関係の各科目の特定財源のその他は、いずれも使用料収入の減額調整による補正となっております。33ページをご覧くださいと存じます。公債費の1目元金は財源の振替えを行うとともに、2目利子については地方債利子と一時借入金利子合わせて174万9千円の減額を行うものでございます。なお、特定財源その他はいずれも町営住宅使用料となっております。

それでは引き続き歳入についてご説明申し上げますので1ページをご覧くださいと存じます。歳入につきましては総括でご説明を申し上げます。一般財源の補正額は1款町税が1千400万円の増、8款地方特例交付金が52万8千円の増、9款地方交付税が3千450万7千円の増となっております。したがって、今回の一般財源の補正額は合わせて4千903万5千円の増となつてご

ざいます。特定財源につきましては歳出の中で主な内容をご説明しましたが、11款分担金及び負担金が149万1千円の減、12款使用料及び手数料が10万7千円の増、13款国庫支出金が872万8千円の増、14款道支出金が172万円の減、15款財産収入が3千201万6千円の増、16款繰入金が8千751万円の減となります。18款諸収入が148万1千円の減、19款町債が1千290万円の減、20款寄附金が23万円の増となります。その結果、特定財源の今回の補正額は合わせて6千402万円の減となります。また今回の補正時点における基金残高見込額は約24億3千万円程度となる見込みでございます。以上で提案理由の説明とさせていただきます。

議長（村尾富造君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

議長（村尾富造君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。本件については討論を省略し採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（村尾富造君）

異議なしと認めます。

これから議案第18号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（村尾富造君）

起立全員です。したがって、議案第18号 平成20年度清里町一般会計補正予算（第5号）は原案どおり可決されました。

議長（村尾富造君）

ここで10時55分まで休憩といたします。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時55分

日程第19 議案第19号

議長（村尾富造君）

休憩前に引き続き会議を続けます。

日程第19 議案第19号 平成20年度清里町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長

ただ今上程されました、議案第19号 平成20年度 清里町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、第1条第1項に記載のとおり歳入歳出それぞれ270万4千円を追加し、予算の総額を3億8千503万6千円とするものです。第2項につきましては、別冊の補正予算に関する説明書によりご説明いたします。歳出からご説明しますので、中程の薄茶色の仕切りの介護保険事業特別会計事項別明細書の4ページをお開き願います。

今回の補正は、平成21年度介護保険制度改正に伴い、国の補助金を受けて介護保険システムの改修を行うための必要経費及び今後必要が見込まれる保険給付費の追加補正、さらには介護保険料及び特定財源の増減に伴う全体的な財源調整を行うものであります。歳出、総務費、一般管理費、13節委託料162万8千円は介護保険システム改修業務委託料であり、特定財源その他103万8千円は一般会計繰入金です。保険給付費、居宅介護サービス給付費、負担金補助及び交付金100万円増額補正の内訳は説明欄に記載のとおりになります。財源内訳では、一般財源の介護保険料35万5千円減額し、特定財源の国庫支出金に財源振替を行います。基金積立金7万6千円の増額補正の内訳は説明欄に記載のとおりになります。特定財源その他2万千円は基金積立金利子になります。

次に1ページに戻って頂きまして、総括表の歳入につきましては歳出の特定財源でご説明いたしましたので省略させていただきます。なお、この後、保険給付費や国庫支出金などの確定に伴う一般会計繰入金などについては3月31日付けで専決処分を行って参りますので、ご理解をいただきたいと思っております。以上で補正予算の説明を終わります。

議長（村尾富造君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

議長（村尾富造君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。本件については討論を省略し採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（村尾富造君）

異議なしと認めます。

これから議案第19号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（村尾富造君）

起立全員です。したがって、議案第19号 平成20年度清里町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)は原案どおり可決されました。

日程第20 議案第20号

議長（村尾富造君）

日程第20 議案第20号 平成20年度清里町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。町民課長。

町民課長

ただ今上程されました、議案第20号 清里町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)につきましてご説明申し上げます。

今回の補正は第2条第1項に記載のとおり歳入歳出それぞれ1千922万2千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ7億6千201万2千円とするものでございます。第1条第2項につきましては事項別明細書よりご説明申し上げます。事項別明細書の7ページをお開き下さい。今回の補正は実行予算に基づき診療給付費との増額、不用額の整理及び特定財源の調整を行うものでございます。

それでは歳出よりご説明申し上げますが、物件費等の不用額の減額につきましては説明を省略させていただきます。1款総務費、1目一般管理費につきましては、年金からの特別徴収からの特別徴収に係るシステム改修委託料7万4千円を増額補正いたします。2款保険給付費、1目一般被保険者療養給付費につきましては、医療費の伸びにより1千748万1千円を増額補正いたします。特定財源、国道支出金1千748万1千円は国の療養給付費負担金1千848万1千円の増、道の特別調整交付金100万円の減であります。その他708万千円の減は療養給付金交付金175万2千円の増、前期高齢者納付金2千200万円の減、高額医療費共同事業交付金802万4千円の増、保険財政共同安定化事業交付金511万6千円の増、財産収入2万8千円の増となります。2目退職被保険者等療養給付費及び3目一般被保険者療養費につきましては特異的なものはございません。特定財源のその他175万2千円の減は療養給付費交付金、15万円の減は前期高齢者交付金です。8ページをお開きください。1目一般被保険者高額療養費につきましては高額療養費の伸びにより487万3千円増額補正になります。特定財源、国道支出金651万9千円は国の療養給付費負担金であります。その他479万1千円の減は前期高齢者交付金であります。1目一般被保険者移送費及び2目退職被保険者等移送費につきましては特異的なものはございません。1目葬祭費につきましても特異的なことはございません。9ページをお開きください。3款後期高齢者支援金等、1目後期高齢者支援金、5款老人保健医療費拠出金及び6款介護納付金、1目介護納付金につきましても特異的なものはございません。7款共同事業拠出金、1目高額医療費共同事業医療費拠出金及び10ページ3目保険財政共同安定化事業拠出金につきましても特異的なものはございません。1目特定財源、その他30万7千円は高額医療費共同事業交付金であります。3目その他673万8千円は保険財政共同安定化事業交付金であります。8款保険事業費、1目特定健康審査等事業費は財源振替えであり国支出金35万円は国の特定健康審査等事業費17万5千円、道の特定健康審査事業費17万5千円でございます。1目特定予防費、共同電算処理委託料は国保連合会からのレセプト情報をいただくために委託料の増額補正であります。11ページをお開きください。9款基金積立金、1目基金積立金につきましても特異的なものはございません。特定財源、その他15万円の減は財産収入であります。

歳入につきましては総括表でご説明いたしますので1ページをお開きください。3款国庫支出金から8款財産収入までは特定財源であり歳出でご説明いたしました。1款国民健康保険税及び11款諸収入につきましては一般財源でございます。なお、今後国からの補助金等の確定及び医療費の支払い状況によりましては、3月31日をもって専決処分させていただきますことにご理解を賜りたいと存じます。以上で説明を終わります。

議長（村尾富造君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

議長

質疑なしと認めます。

お諮りします。本件については討論を省略し採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（村尾富造君）

異議なしと認めます。

これから議案第20号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（村尾富造君）

起立全員です。したがって、議案第20号 平成20年度清里町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は原案どおり可決されました。

日程第21 議案第21号

議長（村尾富造君）

日程第21 議案第21号 平成20年度清里町老人保健特別会計補正予算（第3号）を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。町民課長。

町民課長

ただ今上程されました、議案第21号平成20年度清里町老人保健特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、第1条第2項に記載のとおり歳入歳出それぞれ202万1千円減額し、予算の総額を7千459万2千円とするものでございます。第1条第2項につきましては別冊の老人保健特別会計事項別明細書によりご説明申し上げます。

それでは歳出からご説明申し上げますので事項別明細書の4ページをお開き下さい。老人保健につきましては昨年4月から後期高齢者医療制度に移行し昨年3月診療分及び月遅れ請求や過誤調整医療費を推計し予算計上しておりました。今回の補正は実行予算に基づき不用額の整理及び特定財源の調整を行うものでございます。1款医療諸費、1目医療給付費、2目医療支給費、3目高額医療費、4目審査支払い手数料につきましてはいずれも特異的なものはございません。1目医療費給付費31万8千円の減は、国庫負担金25万4千円の減、道負担金6万4千円の減であります。その他161万8千円の減は支払い金交付金7千円の減、一般会計繰入金117万1千円の減であります。2目医療支給費、特定財源国の支出金1千円の減は国庫負担金1千円の減であります。その他2万9千円の減は支払い基金交付金2千円の減、一般会計繰入金2万7千円の減であります。3目高額医療費、特定財源国道支出金2万1千円の減は国庫負担金1万7千円の減、道負担金4千円の減であります。そ

その他5万9千円の減は支払い金交付金の2万9千円の減、一般会計繰入金4万9千円の減であります。4目審査支払い手数料、特定財源その他6千円の減は支払い金交付金3千円の減、一般会計繰入金3千円の減であります。2款公債費、1目利子につきましても特異的なものはありません。

歳入につきましては総括表でご説明いたしますので1ページへお戻りください。1款支払基金から4款繰入金までは特定財源であり歳出でご説明しました。5款諸収入につきましては一般財源でございます。以上で説明を終わります。

議長（村尾富造君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

議長（村尾富造君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。本件については討論を省略し採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（村尾富造君）

異議なしと認めます。

これから議案第21号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（村尾富造君）

起立全員です。したがって、議案第21号 平成20年度清里町老人保健特別会計補正予算（第3号）は原案どおり可決されました。

日程第22 議案第22号

議長（村尾富造君）

日程第22 議案第22号 平成20年度清里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。町民課長。

町民課長

ただ今上程されました議案第22号平成20年度清里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は第1条第2項に記載のとおり歳入歳出それぞれ103万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4千691万円とするものでございます。第1条第2項につきましては別冊の後期高齢者医療特別会計事項別明細書よりご説明申し上げます。

それでは歳出からご説明申し上げますので、事項別明細書の4ページをお開き下さい。今回の補正は電算システム改修等に係る経費の補正と、実行予算に基づき不用額の整理及び特定財源の調整を行うものでございます。1款総務費、目一般管理費117万3千円の補正は13節委託料、システム改

修業務委託料 1 1 7 万 6 千円が主なもので、保険料の軽減割合の変更等に係るシステム改修経費でございます。特定財源その他 1 1 7 万 2 千円は一般会計繰入金でございます。1 目徴収費、特定財源、その他 1 千円の減は一般会計繰入金 2 万円の減、特別対策事業交付金 1 万 9 千円の増でございます。2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては特異的なものございません。特定財源その他 2 1 万円は一般会計繰入金でございます。歳入につきましては総括表で申し上げますので 1 ページにお戻り下さい。

3 款繰入金及び 6 款特別対策事業交付金は特定財源であり歳出でご説明いたしました。1 款後期高齢者医療保険料、2 款使用料及び手数料、5 款諸収入は一般財源でございます。なお、医療保険料の確定及び広域連合の支払状況によりましては、3 月 3 1 日をもって専決処分させていただくことにご理解を賜りたいと存じます。以上で説明を終わります。

議長（村尾富造君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

議長（村尾富造君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。本件については討論を省略し採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（村尾富造君）

異議なしと認めます。

これから議案第 2 2 号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（村尾富造君）

起立全員です。したがって、議案第 2 2 号 平成 2 0 年度清里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は原案どおり可決されました。

日程第 2 3 議案第 2 3 号

議長（村尾富造君）

日程第 2 3 議案第 2 3 号 平成 2 0 年度清里町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。建設課長。

建設課長

ただ今上程されました、議案第 2 3 号平成 2 0 年度清里町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正は、第 1 条第 1 項に記載のとおり歳入歳出それぞれ 2 2 8 万 2 千円を減額し、予算の総額をそれぞれ 8 千 1 4 1 万 7 千円とするものであります。第 1 条第 2 項につきましては、別冊の事項

別明細書によりご説明申し上げます。それでは補正予算の内容についてご説明申し上げますので、事項別明細書水色の仕切り3ページをご覧ください。今回の補正は、年度末決算を見込んだ最終予算として歳入歳出の全体的な調整を行うものであります。

それでは、1款総務費9万9千円の増額は市町村職員共済組合の負担率が変わったため増額するものであり、全て一般財源であります。2款施設費268万4千円の減額は入札執行残の減額であり、委託料を22万円9千円、工事請負費を245万5千円減額するものであります。なお、特定財源のその他59万9千円の減額は雑入であり、減の主な要因については道路改良に伴う水道管移設補償金の減によるものであります。4款の基金積立金30万3千円の増額は簡易水道施設整備基金積立であり、工事請負費の残の一部を積み立てるものでありまして、全て一般財源であります。

続いて歳入についてご説明申し上げます。事項別明細書の1ページ、総括をお開き下さい。1款使用料及び手数料170万円の減額は水道使用料の減額であり、主な要因は人口の減少、飲食店等の減少、昨年冷夏によるものが要因と思われます。2款諸収入58万2千円の減額は、先ほど歳出でご説明いたしましたが道道改良工事に伴う水道管移設補償金であります。

4ページの給与費明細書につきましては説明を省略いたします。以上で説明を終わります。

議長（村尾富造君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

議長（村尾富造君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。本件については討論を省略し採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（村尾富造君）

異議なしと認めます。

これから議案第23号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（村尾富造君）

起立全員です。したがって、議案第23号 平成20年度清里町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)は原案どおり可決されました。

日程第24 議案第24号

議長（村尾富造君）

日程第24 議案第24号 平成20年度清里町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。建設課長。

建設課長

ただ今上程されました、議案第24号平成20年度清里町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)につきましてご説明申し上げます。

今回の補正は、第1条第1項に記載のとおり歳入歳出それぞれ93万9千円減額し、予算の総額をそれぞれ1億3千444万5千円とするものであります。第1条第2項につきましては別冊の事項別明細書によりご説明申し上げます。薄紫色の仕切り、事項別明細書の3ページをお開き下さい。

今回の補正は年度末決算を見込んだ最終予算として歳入歳出の全体的な調整を行うものであります。1款総務費、1目一般管理費3万7千円の増額につきましては、人事異動に伴う職員の人件費の調整と、消費税が確定いたしましたのでその調整であり、増額分は一般財源であります。2目施設管理費の11節需用費、13節委託料、18節備品購入費について、それぞれ記載の減額は執行残であり特異的なものはありません。2款事業費、1目農業集落排水事業費につきましてはそれぞれ執行残と請負残額を減額させていただきます。特定財源、その他24万8千円は雑入の公共枅等の移転補償費の増であります。

それでは歳入についてご説明申し上げますので、1ページ、総括をご覧下さい。2款使用料及び手数料120万円の減額は水道使用料であり、水道と連動しておりますので水道使用料の減と同じ要因と考えられます。7款諸収入につきましては歳出の特定財源の中でご説明申し上げましたので省略させていただきます。

5ページの給与費明細書につきましては説明を省略いたします。以上で説明を終わります。

議長(村尾富造君)

これから質疑を行います。

(「質疑なし」との声あり)

議長(村尾富造君)

質疑なしと認めます。

お諮りします。本件については討論を省略し採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(村尾富造君)

異議なしと認めます。

これから議案第24号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(村尾富造君)

起立全員です。したがって、議案第24号 平成20年度清里町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)は原案どおり可決されました。

日程第25 議案第25号

議長(村尾富造君)

日程第25 議案第25号 平成20年度清里町焼酎事業特別会計補正予算(第2号)を議題とし

ます。本件について提案理由の説明を求めます。焼酎事業所長。

焼酎事業所長

ただ今上程されました、議案第25号平成20年度清里町焼酎事業特別会計補正予算(第2号)につきましてご説明申し上げます。

今回の補正は、第1条第1項に記載のとおり歳入歳出それぞれ1千76万8千円を減額し、予算の総額を1億1千139万9千円とするものです。第2項につきましては別冊の事項別明細書にてご説明申し上げます。

今回の補正の概要につきましては、当初計画では販売本数10万1千190本、1億400万円の財産収入を見込んでいましたが、製品で約8万8千800本の販売見込みでございます。このため財産収入を1千466万7千円を減額し財産収入の最終予算額を8千933万3千円とさせていただきます。歳出におきましては、一部人件費の増額の他は入札及び執行残などの不用額はもとより、販売減に伴います資材費や酒税など合わせて1千76万8千円を減額させていただきます。このため不足いたします分388万9千円を一般会計より繰入させていただきたいと存じますので、ご理解をよろしくをお願い申し上げます。

それでは鶯色の焼酎事業特別会計の事項別明細書の3ページをお開き下さい。歳出よりご説明申し上げます。1款総務費、1目一般管理費は58万8千円の減額でございます。3節職員手当等、4節共済費の社会保険料、7節賃金は不用額の減額。13節委託料17万7千円の減額は入札執行残及び不用額の減額でございます。4節共済費の共済負担組合は9万3千円の増額でございます。財源内訳の特定財源、その他388万9千円は一般会計繰入金でございます。2款製造費、1目醸造費は1千15万円の減額でございます。4節共済費、7節賃金及び3ページから4ページの11節需用費、4ページの16節原材料費、27節の公課費は全て不用額の減額でございます。3款公債費、1目利子は3万円を減額いたします。

続きまして歳入の説明をしますので、総括表の1ページをお開き下さい。1款財産収入は1千466万7千円の減額です。2款繰入金は388万9千円の増額です。4款諸収入は雑入で1万円の増額でございます。1款、4款は一般財源で、2款は特定財源のその他でございます。以上で説明を終わります。

議長(村尾富造君)

これから質疑を行います。

(「質疑なし」との声あり)

議長(村尾富造君)

質疑なしと認めます。

お諮りします。本件については討論を省略し採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(村尾富造君)

異議なしと認めます。

これから議案第25号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(村尾富造君)

起立全員です。したがって、議案第25号 平成20年度清里町焼酎事業特別会計補正予算(第2号)は原案どおり可決されました。

日程第26から日程第37

議案第6号、議案第9号から議案第11号、議案第26号から議案第33号

議長(村尾富造君)

ここで議事の都合上、日程第26 議案第6号 清里町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてから日程第37 議案第33号 平成21年度清里町焼酎事業特別会計予算まで、都合12件を一括議題とします。

日程第38から日程第39 町政執行方針から教育行政執行方針

議長(村尾富造君)

日程第38 平成21年度町政執行方針並びに日程39 平成21年度教育行政執行方針について一括して説明を求めます。最初に平成21年度町政執行方針について説明を求めます。町長 橋場博君。

町長(橋場 博君)

(平成21年度町政執行方針のとおり説明)

議長(村尾富造君)

ここで昼食のため午後1時まで休憩といたします。

休憩 午後12時06分

再開 午後 1時00分

議長(村尾富造君)

午前中に引き続き会議を続けます。次に平成21年度教育行政執行方針について説明を求めます。荻野美樹君。

教育長

(平成21年度教育行政執行方針のとおり説明)

議長(村尾富造君)

これより平成21年度町政執行方針の説明に対する質疑を行います。

(「質疑なし」との声あり)

議長（村尾富造君）
質疑なしと認めます。

議長（村尾富造君）
次に平成 21 年度教育行政執行方針の説明に対する質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

議長（村尾富造君）
これで平成 21 年度町政執行方針並びに教育行政執行方針の説明を終わります。

日程第 40 一般質問

議長（村尾富造君）

日程第 40 一般質問を行います。発言を許します。澤田伸幸君。

4 番（澤田伸幸君）

先に通告したとおり、3 月定例会における平成 21 年予算審議に先立ち、今後の地域振興対策について町長に一般質問をさせていただきます。

先ほど、平成 21 年度町制執行方針をお聞かせいただいたところですが、厳しい地域経済の現状や生活不安を克服するため第 2 期清里自立計画で掲げた住民協働と共生のまちづくりを基本に、安全・安心なまちづくりに取り組む姿勢を明確に示されたことに、まず敬意を表したいと思います。また、予算全体については、一般会計 42 億 4 千万円と実質的には前年度比 2% の増額予算であります。内容的には将来の地域振興基盤施設整備に向けての準備や計画策定が折り込まれる他、異業種連携による事業化に向けての新たな支援を設けるなど、かなり意欲的な予算提案であると受け止めております。この背景には、先ほど申し上げた地域経済の後退や少子高齢化による人口の減少などのマイナス要因を乗り越え、いかに新たな知恵や工夫を出し合い、行政だけではなく民間や各業種の積極的な連携をより進めようとする考えが全面に出ているものと考えられます。是非、私自身も地域活性化に向けては商業、農業、建設業、製造業などの枠を超え、さらには町外からも新たな人材を流入させるなど、意欲ある新たな取組みに対して積極的な支援を行うことが極めて大事なことと認識いたします。ついては、すでに取り組みが進められている事業並びに新年度から新たに制度化される支援策、3 点について通告に従い町長に意見をお伺いしたいと思います。

まず 1 点目は、移住・定住のこれまでの取り組みの実績についてお伺いしたいと思います。つい先日、全国ネットのテレビ放送で清里町へ移住され自然ガイドをされながら民宿を経営されている方が紹介され、大変大きな反響があったとお聞きしておりますが、交流人口や定住人口の拡大に止まらず、地域経済の振興や新たな産業おこしなどの人材確保の面からも移住・定住事業の果たす役割が徐々に大きくなっていくと思われ。平成 19 年度には観光協会に委託し短期体験事業を実施しておりますし、平成 20 年度には移住・定住を推進する会がモデル住宅を建設し、商工会が中小企業庁の補助認定を受ける中、体験受け入れ事業を実施したと聞いておりますが、現在までの経過、実績についてどのような状況がお伺いしたいと思います。

2点目ですが、異業種連携による特産品の開発については、これまでの研究成果や製品開発の状況をお伺いしたいと思います。現在まで商工会を中心に異業種連携によるメロンビネガーなど試験開発が進められているところでありますが、事業化や製品の販売に向けての動きも徐々に見られるところですが、町の立場として現段階の状況をどのように把握されているのかお伺いしたいと思います。

3点目ですが、平成21年度から実施される農商観工等異業種連携事業化支援・雇用創出交付金事業を活用した具体的な地域振興対策について町長の考えをお伺いしたいと思います。2点目の質問とも関連するところもございますが、地域振興や経済振興を図るためには研究や調査の段階から1歩前進し具体的な事業化を進めることがどうしても必要となります。そうした場合、現在のような厳しい経済環境の下にあっては、個人や小規模業者が資金的な面で全てのリスクを負うことが難しい側面があります。また専門的な技術が必要な場合は、新たな人材の雇用または一定期間研修や技術の取得にあたるにしても経済的な裏付けがなければ困難性が伴うと思います。特に、昨年、議会の所管事務調査で九州に行かせてもらいましたが、大きな事業おこしも大事であります、農家民宿や小さな実用的な特産品づくりがしっかり行われている地域が、厳しい中にも活性化に向けた成果を上げているところを目にしたところであります。行政主導ばかりではなく、民間を主体とした取り組みへの支援の充実は今後の清里町においても必要と認識するものであります。今回の新たな支援制度を通じて地域振興対策に対する町長の考え方を伺いし質問とします。

議長（村尾富造君）

町長 橋場 博君。

町長（橋場 博君）

澤田議員のご質問にお答え申し上げます。

第1点目の移住・定住対策について、これまでの取り組みと実績等について申し上げたいと思います。近年、団塊の世代が大量に退職する時代に入ったわけでありましてけれども、自然に恵まれた環境の中で暮らしを新しい生活のスタイルとして求める方々が都市を中心に急激に増加するなど農村部への移住や定住が大きな注目を集めているところでございます。また農村部におきましても少子高齢化や過疎化が進行する中で、地域の活性化や交流、定住人口の拡大を図るとともに、新たな人材の確保や起業化さらには情報ネットワークを作り出す上でも有効な方策の一つとして捉えられているところであります。こうした中、北海道におきましては平成17年9月に市町村による北海道移住促進協議会が設立されまして、現在道内の80の市町村が参加をいたしておりますが、清里町も設立段階から会員として加入いたしているところであります。また、平成19年5月には行政の枠を超えた民間企業を含んだ住んでみたい北海道推進会議が設立され、北海道商工会連合会に事務局が設置されるとともに、同じ年の9月には北海道の取り組みをモデルとして全国組織となります全国移住交流推進機構が設立されております。このように北海道や国におかれましても、都市と農村の交流、共生をなす新たな施策として積極的に推進を図ることとしており、地域振興や経済振興の面からも様々な支援方策が打ち出されております。ご質問にございました清里町における移住・定住対策のこれまでの取り組みと実績等についてであります、これら新たな動きのいずれにおきましても、定住対策の一環

として平成8年度には新町に、平成12年度には羽衣南にそれぞれ定住団地の造成分譲を行ってきたところでございます。また併せて単身者や世帯向け、更には高齢者向けの町営住宅の建設を継続的にを行い、現在も町営住宅ストック計画に基づき旧営林署跡地にひまわり団地の整備を計画的に進めているところであります。なお、緑地区におきましては平成6年から緑地域山村留学推進協議会の皆さんにより、現在に至るまで家族留学を中心とした山村留学の取り組みを行っていただいているところであります。ご質問にありました新たな形での移住・定住施策につきましては、平成18年度を初年度とする清里町総合計画、後期5ヶ年計画の重点プロジェクト事業である花と緑と交流のまちづくり事業の推進項目の一つとして位置づけを行っております。また、今年度が最終年度となる清里町自立計画さらには第2期自立計画におきましても重点事業の推進項目の一つとしております。まず清里町の全体的な取り組みの状況ですが、平成19年度から21年度までの3ヶ年を集中的な取り組み期間としており、平成19年度には北海道の中においても特に重点的な推進地域となるパートナーエリアとして指定を受けております。また、町内の民間推進組織として商工、観光、建設業などの異業種連携で清里町移住・定住を推進する会が組織され、昨年5月には自ら移住モデル住宅を建設され、短期移住体験事業を展開されているところであります。なお、町におきましても平成19年度にはNPO清里観光協会へ委託し交流資源の洗い出しや体験メニューの作成、さらには移住体験事業を実践して参りました。さらに平成20年度は、商工会が中小企業庁の小規模事業者全国展開支援事業の採択を受け、移住体験事業と情報発信事業が実施されてきたところであります。また、町におきましても昨年8月には総務省のモデル実証実験事業であるテレワーク移住事業の受け入れを行っております。こうした事業を通しての具体的な短期移住体験の実施数値であります。平成19年度の委託事業におきましては6組12名、延べ日数は37日、また平成20年度におきましては12組33名、延べ日数で199日と報告を受けております。また、町への直接的な相談による清里町への移住については平成20年度の1家族2名となっております。なお、今後とも町としては商工会や観光協会をはじめとした民間での積極的な取り組みを継続的に支援するとともに、条件整備や環境整備の面で推進方を講じて行くことを基本といたしております。移住・定住事業につきましては短期間での移住、体験的なもの。夏や冬の一定期間を過ごすシーズンステイ、季節移住。住み慣れた家を手放すことなく第2の暮らしの場を作る2地域移住。そして完全に移り住む完全移住など、個々の価値観や生活スタイル、さらには経済的な環境によって様々な形態が予想され速攻的な効果や成果がすぐには出ない側面もあります。こうしたことを十分踏まえながら、無理をせず清里町の本物の良さを多くの方々にも知ってもらうよう積極的な情報発信と条件整備に努め自然の流れとして移住や定住が推進されるよう、商工会や観光協会をはじめとした民間での積極的な取り組みを継続的に支援するとともに、関係者と連携し今後とも事業を進めて参る所存であります。

次、2点目の異業種連携の特産品開発についての関係であります。特に近年ご質問にもありましたように、商工会を中心としながら農業者や製造業、飲食業、更には観光関係など幅広い皆さんの参加により研究や調査が行われております。具体的な取り組みとして、平成18年度に商工会が中小企業庁の所管する全国支援事業、村おこし特産開発事業の認定を受け専門委員会を設置する中、専門家や研究機関も交えた中で地域資源の研究調査を行っております。さらに、平成19年度には同じく小規模事業者全国展開事業の補助を受けメロンと清里焼酎を原材料とするドリンク、ピネガーをはじめ

とした飲用酢、メロンゼリー、玉ねぎ味噌、さらには地元食材を活用したご当地メニューの開発研究が手がけられております。また平成19年度には、この事業と平行しながら経済産業省の地域資源活用新事業の認定をNPO法人清里観光協会が受け、清里産春蒔き小麦を活用した製粉とパンなどの製品化、更には地元産カラマツを利用した木製大型プランターの商品化研究が行われてきました。こうした研究試作品などにつきましては、ふるさと産業まつりや焼酎フェスティバル、町民対象の試食試飲会などで披露されると共に専門的な観点や、市場化テストのための実証調査と研究が今年度まで引き続き行われていております。また食用酢についてはすでに調査研究を終えており、事業化と販売に向け町内企業が経済産業省と農林水産省の地域活用支援認定を昨年9月に受け補助や資金融資を受けながら事業を立ち上げるべく準備に入っていると聞き及んでおります。なお、製品につきましては早くも今年中に町内限定で試験販売されるとのことであります。小麦につきましても、粉の販売は既に昨年から行われておりますが、新たに農協と連携する中、新年度からは製粉メーカーも加わりパンやパスタ、うどん、ラーメン等の製品についてより一歩前進した事業化に向けた取り組みが行われることとなっております。また、カラマツ材利用の大型プランターにつきましても町内建設業や関連業種の皆さんにより事業化が既に行われており、昨年度実施されたガーデンアイランド北海道や、サミット事業で使用されております。これらの活動や取り組みはいずれも商工、観光、製造業や農業者の皆さんの連携により主体的に取り組まれているものでありますが、経済振興や雇用など今後の清里町の地域振興にあたっては極めて重要なところと認識しているところあります。

次、3点目の平成21年度より実施される農商観工等異業種の関係でありますけども、21年の予算の中で地域振興総合対策事業の新規事業として提案させていただいております、農商観工等異業種連携事業化支援・雇用創出交付金事業についてであります。要綱にも記載されておりますとおり、本町における優れた地域資源を活用して行う新商品等の開発、事業化に対する支援や町全体で地域資源を掘り起こしたり、ブランド化を進める取り組み、積極的な販路開拓による本格的な事業化と新たな雇用の創出に取り組もうとする新たなビジネス事業者に対し支援をして行こうとするものであります。また、この交付金事業が新年度から実施されることで町内における異業種間の連携が尚いっそう強まり、清里ブランドを産み出し地域経済の振興と活性化、交流人口の増加が図られるよう期待しております。この交付金事業の対象者となりますのは、当然町内に住所を有する方が事業の着手まで住所を有することが確実な方で、個人も含めた事業所を含む事業者、農業者、中小企業団体、任意団体、農業法人等々といったしております。対象とする事業区分につきましては、色んな事業もあろうかと思いますが、新商品の開発、販売、空き店舗の利活用、新規の雇用創出、農家民宿、あるいは農家レストランなどのアグリビジネス事業等を想定しているところであります。認定期間は平成21年度から22年度までの2年間とし、22年度認定につきましては、次年次にまたがる可能性があることから支援期間は平成21年度から23年度の3ヶ年といったしております。交付金の限度額につきましては、交付対象経費の3分の2に相当する額であり、1事業当たり1回の交付として交付金額を最高300万円、下限は20万円といったしております。また、この交付金事業につきましては単に商店や企業の開設を支援するのではなく、地域資源を活用した新規ビジネスへと企業化に向けた取り組みに対する支援でありますので、申請、認定の可否を審査する審査会を設置することとしています。認定された事業につきましては、事業者名、事業計画などを町の広報等で公表するものといったしております。

す。この事業の取り組みが推進されることによりまして、難しい面もあろうかと思いますが、今一度清里町における優れた農産品、それらの生産技術、加工技術さらには観光資源などを再発見するところから地域の再活性化を追求したいところだと思っております。更にビジネスチャンスの拡大や新商品、新事業展開の広がりも期待しながら雇用の拡大、交流人口の増加、交流人口の増加による新しいビジネスの創出など色々な相乗効果が表れて来るものだと考えているところでございます。こうした事業所等の主体的な取り組みを尊重しながら、これを最大限支援するための支援策の充実に努めて参ります。今後は清里町のホームページ、広報等による本事業のPRを積極的に実施し地元業者はもとより移住・定住事業の展開にも利用していただけるものにして行きたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思えます。また、農商観工と異業種連携に関しましては昨年10月に協議会、農業協同組合、商工会、林産協同組合、観光協会、建設業協会、斜里地区連合清里支部など町内にある全ての代表者が集う、第1回の地域産業振興懇話会を開催し、異業種間の様々な情報交換を実施しております。この中で世界的、全国的に広がった各業種における厳しい経済状況の実態がそれぞれ報告されております。町といたしましては、このような状況を踏まえ昨年の12月には町民の生活不安への解消並びに中小零細事業所、商店等の緊急支援による地域雇用の下支え強化及び地元消費拡大を促す緊急対策事業として地域振興券発行事業、公共施設整備緊急事業を第2回地域産業懇話会において報告し、それぞれの異業種間のご意見をいただきながら実施されたところであります。今後とも、地域産業懇話会を必要に応じて開催し各界からのご意見等をいただきながら連携を深め、町政に可能な限り反映させていける様努力をして参りたいと思っております。以上を申し上げまして答弁とさせていただきます。

議長（村尾富造君）

澤田伸幸君。

4番（澤田伸幸君）

ただ今の説明で、移住・定住につきましては以前よりかなり商工会の事業にも乗りまして、かなり前向きに進んだのではないかと思います。先週のテレビにも出たように、全国ネットで、かなり斜里岳を中心としたロケーションの良い場所を見て、体験者の報告もあり好イメージではないかなという感じがしました。色んな形でもいいですから、ショートなり季節、最後は完全移住に向けて今後ともご努力願いたいと思えます。

お伺いしますが、異業種交流による特産品については商工会が中心となって進められて来たわけなんです、原材料の提供である農協が積極的に関与されたということで、今後、農協も協力して農業と商業が連携して前向きな地場産品の開発に販売に弾みが付くのではないかなという感じがしました。今後、代表者レベルではなく個々の開発内容に基づく実務者段階で時代を担う後継者だとか、農家民宿なんかは女性を交えたテーブルが必要だと思われそうですが、今後そういう面でもう一步踏み込んだ考えは無いのかお伺いしたいと思います。

議長（村尾富造君）

町長 橋場 博君。

町長（橋場 博君）

移住・定住につきましては、商工会を中心としました民間の力をお借りしまして良い方向に進んでいる訳でありまして、関係機関の皆様方にお礼を申し上げたいと思うわけでありまして。さらにこれからの考え方でありまして、やはり実践するためには、そういう核になる方々を一人でも多く増やして行きたいという願いも持っておりますし、出来ることならば、先進地区、海外も含めまして先進地区の視察など実践している所に参加をしながら学んでいただきたいと、そういうふうを考えているところでございます。

議長（村尾富造君）

澤田伸幸君。

4 番（澤田伸幸君）

毎年やっておられる町民海外研修など、フランスだとか去年は別の所だったと思うんですが、行って来た方に聞くと大変刺激があったという事で、是非そういう事業もどんどん進めて先進的な英知を養って来てもらいたいなと感覚がありますので、そういう事業の今後の推進も行われるのかどうかその辺もお伺いしたいと思います。

議長（村尾富造君）

町長 橋場博 君。

町長（橋場 博君）

既に継続実施されています関係につきましても、教育委員会とも連携しながら積極的に進めて参りたいと、そのように考えているところでございます。

議長（村尾富造君）

澤田伸幸君。

4 番（澤田伸幸君）

今後とも地域のリーダーを育てるために、道外なり海外なり積極的に進めていただきたいと思います。最後になりましたが、地域振興対策については基盤となる施設の整備に向けて準備対応等が予定されているわけなんです、道の駅のパパスランドの改築にあたっては、地域からの要請もあったと聞いていますが、地域振興の視点から道の駅パパスランドをどのような機能を持たせるのか、どのような手法を取るのか重要になると思いますし、今の各地の道の駅を見ますと観光客の激減により観光客頼りだけの道の駅ではなかなか安定した集客が出来ないのではないかと思いますし、地元もよく利

用できるような地元にとっても良いという道の駅でなければならないと思いますし、何らかの方法は考えられるし、計画もされていると思いますので、こうした場面の今までの特産品開発と連動した異業種連携を考慮し、より専門的な見地からも検討が必要だと思われるので、現時点で考えられる町長の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

議長（村尾富造君）

町長 橋場 博君。

町長（橋場 博君）

現在の状況でありますけども、例えばパパスにつきましては札弦地域の活性化協議会が色々な意見を述べておられる状況であるわけでありまして、これからの町の考え方といたしましては、どういった方法があるのか、所管の委員会とざっくばらんに十分これから詰めて参りたいと思っております。現在までにどういう案があるという、そういうところまでは至っておりませんが、状況等鑑みながら十分詰めて参りたいと思っております。

議長（村尾富造君）

澤田伸幸君。

4 番（澤田伸幸君）

私も観光だとか定住移住ばかりで6年間やって来たんですけども、今後とも地元に着した素晴らしい清里の景観を生かした清里ならではの観光を地場産業特産品も含めて進めて特徴のあるまちづくり、特徴のある清里町の農産物を多くの人に特産品を食べてもらったり買ってもらえるような取り組みに、是非、町長自身先頭に立ってお願いしたいと思います。何かあればお願いします。

議長（村尾富造君）

町長 橋場 博君。

町長（橋場 博君）

清里町の素晴らしい景観、お褒めいただく景観は農業者の皆様方が汗の結晶で築かれた景観、良い農産物を作るために出来た結果でありますので、こういったものを大切にしながら特徴あるまちづくりにおきまして、所管の委員会と十分にお話をさせていただきながら進めて参りたいと思っております。よろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

議長（村尾富造君）

澤田伸幸君。

4 番（澤田伸幸君）

終わります。ありがとうございました。

議長（村尾富造君）

これで澤田伸幸君の一般質問を終わります。

次に、畠山英樹君。

3番（畠山英樹）

先に通告いたしました清里町の教育振興について質問させていただきたいと思います。平成18年度に教育基本法が改正され、その後教育に関する各種の法律が改正され教育行政は大きな転換期を迎えております。この世の中、一連の改革の中では昨年3月に生きる力を基本理念とした学習指導要領が改正され、小学校においては平成23年から中学校においては平成24年から前面実施されます。本町においても、この子供達に学習指導要領の基本理念である、生きる力を育むために基礎的、基本的な知識・技能の習得、思考力、判断力、表現力等の育成のための各学校で特色のある取り組みを進めているというふうに聞いてございます。そこで本町の児童生徒に対する教育振興の取り組みについて伺いたいというふうに思います。清里中学校においては、平成21年度に清里中学校に入学される生徒1年生は40人と聞いております。40人というのは現在の国の基準からいえば1クラスと思います。清里中学校は学んで良かった、そして学ばせて良かった学校づくりという事を基本的考えとして、平成20年度には確かな学力と豊かな心を身につけた生徒の育成を目標に学習活動、生活生徒指導に取り組んでいることがあります。私ども、中学生の生徒たちは大変素晴らしい生徒たちが多く、現在1クラス20名少々のクラスでありますけども、先生の目も行き届ききめ細やかな指導ができ、全員が基礎基本がしっかり身に付け、授業が出来ていると思っています。その結果、子供達が落ち着いて勉強に励むことができ、生活態度も素晴らしい生徒が生まれて来たと感じています。1クラス40となると先生の目もクラス全員には行き届かず、授業について行けない生徒も出るのではないかとというふうに危惧をするところでございます。また、町内5つの小学校から生徒が集まるわけで、複式の小学校から通学される生徒もいる。そして、中学校の環境に馴染むのに時間がかかるというふうに思います。そんな中、40人という大人数のクラスでは尚のこと問題が生じないかというふうに心配をされるところでございます。落ちこぼれや不登校になる生徒を生まないように、教育委員会としてはどう捉えておられるのかお聞きをしたいと思います。

また2点目について、学習指導要領の改正についてでありますけども、平成20年3月に学習指導要領が改正され、小学校では23年から中学校では24年から前面実施される事になっている。一部については、平成21年度から新学習指導要領による指導によって、町としての対応を聞きたいというふうに思います。今回の改正で特に感じるのは、確かな学力を確立するために必要な授業時間の確保と、小中学校共に週当たりの授業時間が1から2時間増加されたことで、総合的な学習の時間が大幅に削減されたことであります。私の記憶では、今までの学習指導要領はゆとり教育を全面に押し出して、学習内容を3割削減され自ら考える力を育成するとのことから、総合的な学習の時間が新たに取り入れた、マスコミ等でも大きく取り上げられたというふうに記憶をしているところでありますが、文部省が出している資料を見ますと、今回の指導要領にはこれを180度転換し、授業時間を増加し

総合的な学習の時間を大幅の削減し、国語、算数、理科、社会などの必修科目の授業時間が大幅に増えています。子供達に確かな学力を育むためには今回の改正は当然だというふうに思いますが、10年も経たずにこのような大きな方向転換を図るという事は、今までの指導要領については何だったのかなと思うわけでありますけれども、この改正については文部省が行うことでありまして、ここで言うてもしょうがないと思いますけれども、この新しい指導要領の中で不明な点についてお聞きをしたいと思えます。今回改正された指導要領は、小学校では23年から中学校では24年から実施されると。一部については、各学校の裁量によって21年度から前倒しが出来るということになってございます。そこで、清里町の各学校で21年度から前倒して実施する内容についてお聞きをしたい、この2点について答弁をお願いしたいと思います。

議長（村尾富造君）

教育長 荻野美樹君

教育長

ただ今の畠山議員の清里町の教育振興についてお答え申し上げたいと存じます。まず1点目の清里中学校の学級編成についてであります。ご質問の中にありましたように平成21年度の清里中学校の入学生は現在のところ40名の見込みでありまして、現在の文部科学省の学級編成基準は1学年40名となっておりますので、本年度清里中学校に入学される新1年生は1クラスでの編成となります。40名1クラスになった場合に、現在の様なきめ細やかな学習指導や生徒指導が出来ないのではないか、問題が生じないかと言うご質問であります。教育委員会としましても、議員ご指摘のとおり授業について行けない生徒や学校に馴染めないで不登校となるような生徒が生まれることは断じてあってはならないことだというふうに考えております。新1年生につきましては、習熟度別学習、授業以外での学習サポート、また日常的な教育相談の実施、学校行事等においては2クラスに分けて実施する。これらの取り組みを行いまして、生徒に不安を与えないように対応して行きたいというふうに考えております。なお、習熟度別学習につきましては教員1名を増員いただくよう網走教育局の了解をいただいているところでございます。

2点目の学習指導要綱改正に伴う21年度からの対応についてでございますが、ご質問のとおり昨年3月に学習指導要領が全面改正されまして、小学校が平成23年度から中学校が平成24年度から完全実施されます。平成21年度から完全実施されるまでの間は、移行措置期間として改正された学習要綱の内容を取り込んで授業を行うこととなっておりまして、一部教科につきましては部分的に取り組まなければならないところもありますが、取り組む内容については、ご質問のとおり各学校の裁量となっております。本町における平成21年度から取り組む新学習指導要領の内容でございますが、小学校につきましては授業時数を1年生から6年生まで全学年、週1時間を増やします。教科につきましては学年により異なりますが、算数、理科、英語、体育、道徳、特別活動について新しい学習指導要領の一部を取り入れて授業を実施して参ります。中学校であります。総体の授業時数については21年度は変更せず現在の授業時数といたして参ります。教科につきましては学年により異なりますが、数学、理科、道徳について新しい学習指導要領の一部を組み入れて参ります。今回の改訂につ

きましては、授業時数等の増加もございますので子供達の心身への負担が過重とならないよう十分配慮して参りたいと考えております。

議長（村尾富造君）

畠山英樹君。

3番（畠山英樹君）

それでは2点について答弁をしていただいた訳でありますけれども、最初の1点目の関係について、清里中学校の生徒数の減少に伴う学級編成について、1点か2点お聞きしたいというふうに思います。教育委員会だとか学校の取り組みについて説明をいただいたわけでありますけれども、昨年、議員所管事務調査で小中一貫教育を研修させていただいた。その中で小中一貫教育の一番の狙いは、私は中1問題だというふうに感じています。小学校から中学校に進学した時に小学校とは違うスタイルや環境の中で、勉強に対応できない、馴染めないなどの問題から落ちこぼれや不登校になる生徒が急増するという状況を改善することが小中一環教育の狙いだというふうに思います。クラスが減るということは、当然先生の数も減るということだと思っておりますし、また平成21年度から新しい学習指導要領が取り入れられると。新しい指導要領では週当たり1時間、そして先生が減り授業時間が増えるという中で、はたしてきめ細やかな授業が可能なのかどうかという部分。生徒指導が出来るのかが一番疑問に思うところでございます。以前、道教委で高校において1クラス30人の特例2間口という制度を道独自で実施していたというお話を聞いてございます。それらについて教育委員会として検討された経緯があるのかどうかお聞きしたいと思っております。

議長（村尾富造君）

教育長 荻野美樹君。

教育長

ただ今議員のご指摘のとおり、中学校入学後に授業について行けないですとか、学校環境ですとか、人間関係に馴染めないということで不登校が急増するという、俗にいう中1問題と言われているのは全国的に大きな問題になっているところでございます。また、教職員の人数も現在の職員配置基準でいきますと、クラスが減ると1名減となるという様なところでございます。今、そのような中から特例的な30人学級ということでございますが、現在は基準が1クラス40名となっているところでございまして、これを1クラス30名に基準変更していただきたいということで、全道の教育委員会はもとより全国の教育委員会が文部科学省の方に色々要請を早い時期から行っているわけですが、未だそういうような状況にはないわけでございます。この30人学級については、今後とも道教委の方と歩調を合わせまして、文部科学省の方に要請をして行きたいというふうに思っております。ただ、それは国の方に要請でありまして本町の21年度新入学1年生は40名1クラスという様なことでございますから、特例的に30名学級が出来ないかという様なことで私も網走教育局の方に再三申し入れを行ったところでございますが、現在の基準では網走教育局としては30名学級を容認する

ことは出来ないと言うことで、ただそのことで習熟度別学習の教員を1名増加すると言うお話をいただいているところがございます。現実として30人学級というのは今のところ出来ないということでございます。教育委員会といたしましては先ほどもお話ししましたように、そのような学校環境ですとか落ちこぼれですとかという様な部分が出たり、不登校の生徒が出ることが断じて許されないことですので、学校と十分連携を取りながら学校ぐるみで対策するように学校とも協議をしておりますので、そのようなことで対応して参りたいと考えております。

議長（村尾富造君）

畠山英樹君。

3番（畠山英樹君）

道教委等では1クラス30名ということについては難しいというふうにお話を聞きましたが、先日、1週間前ではありますが新聞で見ました津別小学校。あの20人学級の関係で、これは町で教職員を採用して町ですするという部分。これらもあつたわけではありますが、これらも清里では難しいという部分なのかを含めて考えを聞きたいというふうに思いますし、これらのことで中学校と協議をしているという部分などもありましたらお話をさせていただければと思います。

議長（村尾富造君）

教育長 荻野美樹君。

教育長

3月5日の津別町の小学校の関係かと思っております。教育委員会といたしましても、この1クラス40人につきましては再三会議を開きまして教育委員さん方と意見を交わしたところがございます。清里の場合は今このようになりましたけども、平成23年からは3年度以降については常にこのような状況になると。40人を超えるのは平成22年だけで23年以降はこういうような状況になるというようなことも含めまして、教育委員さん方の意見を伺っているところがございますが、本年度につきましては40人学級ということで進めて行くという様なことで、23年度以降各クラス1つの学校全体で3クラスということになりますので、23年度以降の学校のあり方について検討するというところで教育委員会の中で話をしております。また中学校との協議これの内容でございますが、現段階で中学校と話をし取り組む内容でございますけども、まず1点目学習面に関してですけども、先ほどから申しておりますように習熟度別学習を実施して行きたいというふうに考えております。それから放課後やテスト前、それですとか長期休業中、それらにおいて補習授業的に学習サポートを行って行きたいというふうにしております。それから、学習計画ですとか自学ノートを活用して家庭学習習慣を確立する指導を実施して行きたいと。これにつきましては、各保護者の皆様方のご協力をお願いしなければならないわけで、各家庭にもこういう働きかけをして行きたいということで、学習面については学校の方と話をし実施することとしています。それから生徒指導に関してでございますが、生徒指導に関しましては日常的な教育相談ですとか長期休業前の教育相談、これをまず実施して行こ

うということにしております。それからもう1点、ピアサポートプログラムを行い対人関係能力を育成するという様なことで、これは相手を思いやる気持ちですとか、そういうような対人関係能力、これを上げるようなプログラムを組みまして、そういう指導に力を入れて行きたいというふうに考えております。それから40人1クラスということでありますので、休み時間には常に教師が1名教室にいる状態にするという様なことで、これらについて学校と協議をして21年度は取り組んで行くという様な事で考えております。今、学校と協議をしまして、具体的にこの部分をという様なことは今申し上げた学習指導面で3点、それから生徒指導の面で3点、これらについては学校の方とも協議を済ましているところでございます。

議長（村尾富造君）

畠山英樹君。

3番（畠山英樹君）

今の答弁の中でちょっと気になった部分があったわけでありまして、中学校が今後22年を過ぎると1クラスづつになるというふうに言われたように聞こえたんですが。そうするとこの私が持っている資料については、小学校何年生が順番に上がっていったらその人数はクリアできるんだけど、中学校になる時点でいなくなる可能性が多いってという捉え方で良かったのかなというふうに。質問を別な部分でさせていただきますので、それに付随して答弁していただければいいかなというふうに思います。中学校の関係については、当然これから2点目でありまして学校指導要領の中で、まだまだ小学校、中学校詰めてお話をしなきゃならないという部分。学校サイドと教育委員会等についてはお話をさせていただきながら進めているというふうに理解はいたしましたけれども、まだまだ学習指導要領、これからの問題については授業が増えるという部分の質問を併せてさせていただきながら、それらもお聞きしたいとおもいますが。授業時数については、資料によりますと小学校では1、2年週2時間、それ以外の小学校、中学校では週1時間授業が増えるということになっていると。このことによって小学4年生から6年生までは週28時間、中学校では全学年で週29時間の授業となると。全んど毎日6時間授業で、授業が生徒の負担にならないかというふうに心配するところでありまして。反面、確かな学力を図るためにということについてはやむを得ないという風に思っておりますけれども、近年の子供達の体力の低下が叫ばれている中では、毎日6時間というのは大変だろうと思っておりますし、少年団活動、あるいは部活動に支障が出ないものかと懸念をするところでありまして。これらについて教育委員会はどうか捉えているのかお聞かせいただきたいと思っております。

議長（村尾富造君）

教育長 荻野美樹君。

教育長

1点目でありまして、中学校のクラスの関係であります。平成22年は2クラスを確保できる見込みでございます。平成23年の入学生からは大体40名を切るような状態で、それ以降は大体1クラ

スになるのかなというふうに思っております。それから2点目の学習指導要領の改訂による授業時数の増加、それに伴う子供達の活動ということでございます。今回の改訂におきまして、お話にありましたように完全実施されれば小学校1、2年生で2時間、小学校3年生から6年生までは週1時間、中学校は全学年週1時間授業時数が増えることになりまして、今議員のご質問のとおり大体週当たり28時間から29時間の授業というような事。こうなりますと5時間授業というのは週に1日か2日という様な状況になるわけでございます。今、子供達の体力低下、これはご指摘のとおり叫ばれておりまして非常にこれは大きな問題でありまして、今回の学習指導要領の改訂でも体育の授業がかなり増えてきているのが実態でございます。そのような中で、少年団活動ですとか部活動ですとか、これらが出来ないということになれば体力低下が叫ばれている中で非常に問題があるのかなというふうに思っておりますし、子供達にとって少年団活動ですとか、部活動というのは大変重要な活動にあると私どもも考えております。部活動、少年団活動の時数をどのように確保するかというのは色々問題のあるところでございます。これらも本町では結論は出てはいないのですけれども、校長会等では色々お話をしているところでございます。全道的に検討しているですとか、色んな意見が出た中から2、3事例を挙げてお話を申し上げたいなと思っております。今1日の授業時数というのは全道どこへ行っても1日6時間、午前中に4時間授業をして午後から2時間授業というのでございますけれども、これを例えば7時間授業を作ってはどうかという様なことがございます。この7時間授業はどうやるかと言うと、要するに朝の登校時間を若干早めにして、休み時間や昼休みの時間を若干短くするという様なことで、午前中に5時間授業をやって午後2時間の授業をやって、その代わり5時間授業の日を週1回しかないのを2回にするとか3回にしてはどうかというような事も叫ばれております。それから同じ5時間授業でも、午前中に5時間の授業を持って行って午後からは1時間という事。そうなれば午後からの授業が早く終わるので、部活動や少年団活動に問題がないですとか、そんなような議論もしているところでございます。ただ、これは今色々な方法がないかという様なことで議論を交わしている段階で、まだこれといった方向付けが出来ているわけではございません。今後、子供達のそういう活動に支障が無いように、何か良い方法がないか学校側ともよく相談をしながら、こういうような時間は十分取るように努めて行きたいと考えております。

議長（村尾富造君）

畠山英樹君。

3番（畠山英樹君）

私も資料を見て、この時間だったらこの日程を組むには大変だなという部分、これはてんでこ舞いするだろうなというところが実感として一番先に感じられた部分。それから、もう2点くらい大変だなという部分があるわけで、大変だなと思う部分だけ聞かせていただきます。今回のこの小学校の英語教育なんです、新しい指導要領の中に小学校5年生、6年生については週1時間英語の時間を取り入れることになっている。清里では先ほど21年度から取り入れるとお話があったわけですが、中学校と違い小学校に英語の指導の免許を持った先生はいないと思います。それで大変心配するところなんです、これらについても教育局主催で英語の勉強会を、育成する研修会っていうの

があったと聞いてございます。実際1回程度の研修で英語の指導が出来るのかという部分、これら21年度から授業を行うことであろうと思いますけども、そこら辺の教育委員会として出来るのかという部分。当然出来るのだらうと思いますけども、その対応をお聞きしたいと思います。

議長（村尾富造君）

教育長 荻野美樹君。

教育長

小学校の英語の授業でございますが、週1時間で年間35時間っていうのが今回の指導要領で加わったわけでございます。今、申されましたとおり本町においては21年度から取り入れて参りたいという風に考えております。管内的にも21年度からこの英語授業を取り入れる学校があるということから、教育局主催で3日間の研修会が開催されまして、本町各学校からもこの研修会に参加しているところでございます。ご存知のとおり本町におきましては早くから英語指導助手、ニュージーランドの方から来ていただいているんですけども、この方を採用しまして各学校で総合的な学習の時間で、今は年間大体2週間に1回くらい、12時間から18時間くらい、学校によって異なりますけども、12時間から18時間くらいの授業を行っているところでございます。今申されましたように、1回程度先生が講習に行っただけで授業として出来るのかと言うことでございますが、そのようなことで今まで英語指導助手と共に小学校の先生方も英語を教えるということでやっておりますので、不安が全くゼロとは申しませんが、うちで取り組んで来た内容、これらを見ました時に十分21年度から取り組んで行けるという判断をいたしまして、本町は21年度から全小学校で取り組んで行くというふうに決定をいたしましたところでございます。

議長（村尾富造君）

畠山英樹君。

3番（畠山英樹君）

なんとか英語についてはという部分ではあるわけですけども。一番懸念する部分は、教師が十分な研修を受けない中で授業を行った場合、小学校の関係については各学校で指導の内容が違うんだろうと。そして、本来の中学校の英語授業としてスタートする。今まではそうだったんですが。小学校の指導の格差が出来ると中学校の授業にバラつきが出てくる、そんな部分を懸念するところでありますし、今回の改正が先ほど言いましたように時間数にして35時間、3年間で105時間という英語の時間、そして英語教育については国際理解教育という部分のテーマまで決めて進めようとしてますし、この時間帯を見ますと英語がどれだけ重要な教科だというふうに感じ取るわけです。そこら辺、小学校等それから中学校の指導の仕方、大変気を付けなければならない部分だらうと思います。その点について教育委員会にお聞きしたいと思いますが。

議長（村尾富造君）

教育長 荻野美樹君

教育長

学校間の格差という様な事と今回の指導要領において英語授業が非常に重要視されているような事でございます。小学校は今まで無かった5、6年生に英語の授業ができ、中学校では3年間で105時間英語の時間が増えたということで、これは今回の指導要領で1番授業時数が増えたのは英語でございます、この辺議員指摘のとおりでございます。それだけ重要な国際理解教育ということで重要な授業であるという様なことから、こういうことになったという風に思っております。それに伴いまして、小学校で習って今度は中学校に行くという事で、小学校の中で格差が出てくると中学校へ行って分からないというのが出てくるですとか、小学校で履修漏れの時に、習わないで中学校へ行ってしまうという事が起きないかというご質問だと思っております。その辺私どももですね、学校間のバラつきが出るのが非常に危惧をしまして、この英語の授業を小学校で取り入れるにあたっては校長会でも色々議論をいだしまして、一応統一した内容で各学校指導して行こうという様なことで。校長会の申し合わせ事項としては、先ほど総合的な学習の中で12時間から18時間とお話を申し上げましたが、21年度については各小学校15時間の授業をやって行きましょうと言うことで校長会で申し合わせをしまして、内容についても統一した内容で取り組むということで各学校間の調整を取っております。ご指摘のとおり子供達がバラバラに習って中学校に行くとしたら中学校で習う時に非常に問題が出ますので、この辺は十分学校の方とも協議しながら文科省の方も指導の参考資料等も出すように聞いておりますので、それらと付け合せまして学校とも十分格差の出ないような授業で進めるように私どもの方でも指導して行きたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（村尾富造君）

畠山英樹君。

3番（畠山英樹君）

分かりました。新しい科目でありますので、そこら辺教育委員会として学校間格差等ないように十分に注意していただきながら進めていただければというふうに思うところでございます。この英語の関係についてもまだまだ出て来る部分もありますし、それから今回のこの中で武道の必修化っていう事が謳われています。今回のこの改正で中学校1、2年について武道が必修化された。清里はいつからか分からないわけでありまして当然いずれ取り組むのだらうと。この武道という部分については色々な種類があるわけですが、当然これから種類を選択し、そして確保するんだらうなど。これについて、今、教育委員会でどんな考え方を持っておられるのかお聞きしたいと思っております。

議長（村尾富造君）

教育長 荻野美樹君。

教育長

武道についてでございますけれども、中学校1、2年生が必修で3年生が選択というようなことで今度新たに入って来たわけでありまして、これにつきましては、今学校の方とも色々協議をしているところでございますが、21年度については武道については取り組まないということで学校の方と話をしております。いつからと言うことでございましたが、今のところ学校とは正確にはしてないんですが、23年には取り組まないとならないだろうと。完全実施が24年ですから、その1年前から取り組まなければならないだろうと言うことで、出来れば22年から取り組みたいということなんですけれども、ただ他の教科も、一般の必修の教科もまた先ほど3教科程度を21年度から取り組むということにしておりますけれども、他の教科も授業時数が増えますので、そちらとの兼ね合いがありますので、それらのことを考えていくと武道よりも先に他の教科の時数を増やして行った方がいいのではないかなと言うようなことから、今のところ武道については23年度を目途にということではしておりますけれども、いずれにしても早い時期に何をやるのか、例えば柔道をやるのか剣道をやるのか弓道をやるのか相撲をやるのか早い時期に種目は決めないとしないと考えておりますので、これは21年度中には何の種目をやるのか方向付けをしたいという風に考えております。

議長（村尾富造君）

畠山英樹君。

3番（畠山英樹君）

22年度には決めていくという部分の中で1番良い方法を取るんだろうなと思いますが、親のことを考えますと金のかからないもの。当然中学校には施設等のある無し色々あるかと、これから選択するわけでありまして、清里でも近場に武道館等ございます。そこら辺を利用していただいて町の施設を最大限に利用していただいて、そして何とかクリアできるようにという部分、これを併せてお願いをしたいというふうに思いますし、今回の法律改正、教育三法が改正されたという部分については学校教育法の改定、それから地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正、それからもう一つは教育職員免許及び教育公務員特例法の改正が柱であると、その中から新学習指導要領が出てきたと。この国の施策を見ますと、条件整備の中に指導者体制整備だとか外部人材活用だとか設備整備、それから補助教材整備などという支援事業あるいは補助事業が一番多く含まれている事業だと私は見ました。これが使えるかどうかは分からないわけでありまして、これらについて、これらを踏まえて今後益々検討する材料があるんでないだろうかというふうに思っています。教育委員会の力が今後益々試される時期だというふうに考えますので、今後最大の最良の得策を選んで実行していただければというふうに思います。以上です。

議長（村尾富造君）

教育長 荻野美樹君。

教育長

武道につきまして保護者の負担ですとか町の負担ということでございまして、私どもとしまして、なるべくあまり保護者に負担がかからないように。それと幸いなことに、本町は中学校から武道館まで、非常に近いところに武道館もございますので極力そのような施設を活用しながら授業の方を進めていきたいと思っております。議員ご指摘のとおり色々な部分で文科省、武道施設の補助ですとか人員の増員の関係ですとか色々な部分で文部科学省の今年新しい予算付けをしているようなところでございますが、なかなか我々のほうでも使える補助が無いのかということで検討しているところでございますが、今のところきちっと見えない部分もございまして活用までは行ってないのですが、何とか教材等で使える部分が無いのか今後とも十分勉強して、使えるものは活用して行くようにして参りたいと思っておりますので、そのようなことでよろしくお願ひしたいと思ひます。

散会宣告

議長（村尾富造君）

以上で一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。ご苦労様でした。

（散会 午後2時38分）

平成21年第1回清里町議会定例会会議録(3月11日)

平成21年第2回清里町議会定例会は、清里町議会事堂に招集された。

1. 応招議員は次のとおりである。

| | |
|---------|---------|
| 1番 勝又武司 | 6番 藤田春男 |
| 2番 加藤健次 | 7番 細矢定雄 |
| 3番 畠山英樹 | 8番 中西安次 |
| 4番 澤田伸幸 | 9番 村尾富造 |
| 5番 田中誠 | |

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員に同じである。

4. 欠席議員は次のとおりである。

なし

5. 遅刻議員は次のとおりである。

なし

6. 早退議員は次のとおりである。

なし

7. 地方自治法第121条の規定により、説明のために会議に出席した者は次のとおりである。

| | | | | | |
|-------|---|-----|---|---|---|
| 町 | 長 | 橋 | 場 | 博 | |
| 副町 | 長 | 櫛 | 引 | 政 | 明 |
| 総務課 | 長 | 古 | 谷 | 一 | 夫 |
| 町民課 | 長 | 小笠原 | 利 | 一 | 郎 |
| 建設課 | 長 | 坂 | 本 | 哲 | 夫 |
| 産業課 | 長 | 宇 | 野 | | 充 |
| 保健福祉課 | 長 | 島 | 澤 | 栄 | 一 |
| 出納室 | 長 | 谷 | | 秀 | 三 |

| | | | | |
|-------------|---|---|---|---|
| 焼耐事業所長 | 長 | 屋 | 将 | 木 |
| 教 育 長 | 荻 | 野 | 美 | 樹 |
| 生涯教育課長 | 柏 | 木 | 繁 | 延 |
| 監査委員事務局長 | 村 | 上 | 孝 | 一 |
| 農業委員会事務局長 | 宇 | 野 | | 充 |
| 選挙管理委員会事務局長 | 古 | 谷 | 一 | 夫 |

8. 本会議の書記は次のとおりである。

| | |
|---------|-----------|
| 事 務 局 長 | 村 上 孝 一 |
| 主 査 | 鈴 木 美 穂 子 |

9. 本会議の案件は次のとおりである。

| | |
|----------|---------------------------|
| 議案第 6 号 | 清里町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について |
| 議案第 9 号 | 清里町税条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 10 号 | 清里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 11 号 | 清里町介護保険条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 26 号 | 平成 21 年度清里町一般会計予算 |
| 議案第 27 号 | 平成 21 年度清里町介護保険事業特別会計予算 |
| 議案第 28 号 | 平成 21 年度清里町国民健康保険事業特別会計予算 |
| 議案第 29 号 | 平成 21 年清里町老人保健特別会計予算 |
| 議案第 30 号 | 平成 21 年度清里町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 議案第 31 号 | 平成 21 年度清里町簡易水道事業特別会計予算 |
| 議案第 32 号 | 平成 21 年度清里町農業集落排水事業特別会計予算 |
| 議案第 33 号 | 平成 21 年度清里町焼耐事業特別会計予算 |

開議宣告

議長（村尾富造君）

ただ今の出席議員数は9名です。

ただ今から本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名について

議長（村尾富造君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第118条の規定により議長において3番 畠山英樹君、4番 澤田伸幸君を指名いたします。

日程第2 議案第6号、議案第9号から議案第11号

議長（村尾富造君）

既に上程されております、議案第6号 清里町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

既に上程されております、議案第6号清里町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては現計画の一部を変更するにあたり、過疎地域自立促進特別措置法第6条第6項の規定により議会の議決を求めるものです。議案を1枚お開きいただきたいと思います。

今回の一部変更は、平成21年度事業の執行にあたり、消防施設の整備財源として過疎債の発行を予定していることから、計画の3、生活環境の整備に（4）として消防施設を加えるものでございます。事業内容につきましては高度救命処置用資機材を含む高規格救急車購入事業1台、格納庫整備事業1棟となっております事業主体を町とするものでございます。なお、法律で定められております北海道との事前協議においては、追加変更にかかる了諾を得ているところであります。以上で提案理由の説明とさせていただきます。

議長（村尾富造君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

議長（村尾富造君）

質疑なしと認めます。

議長（村尾富造君）

既に上程されています、議案第9号 清里町税条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。町民課長。

町民課長

既に上程されております、議案第9号清里町税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の改正は地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、清里町税条例の一部を改正するものです。改正内容につきましては、公益的団体に対する寄附金につきましては市町村税の寄附金控除の対象となる団体を市町村が独自に条例で定めることが出来ることとなりましたので、団体の要件を定めるものでございます。内容につきましては別冊の審議資料の新旧対照表にてご説明いたしますので、審議資料の7ページをお開き願います。訂正箇所につきましてはアンダーラインで示しております。

第34条の7第1項に事務所を町内に有する法人又は団体に対する寄附金又は金銭を加え、第2号の次に公益団体等を規定する第3号から8ページ第12号までを加えるものでございます。なお、現時点では清里町社会福祉協議会と清里町福社会の2団体となっており、道民税の控除対象ともなっております。9ページをお開き下さい。附則につきましては平成21年4月1日から施行し、経過措置として平成20年1月1日以後の寄附金に適用することを法改正に伴う読み替えを規定しております。以上で説明を終わります。

議長（村尾富造君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

議長（村尾富造君）

質疑なしと認めます。

議長（村尾富造君）

既に上程されております、議案第10号 清里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。町民課長。

町民課長

既に上程されております、議案第10号清里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の改正は、医療費の増加及び応能・応益割合の調整を目的に保険税率を見直すものでございます。内容につきましては別冊の審議資料の新旧対照表によりご説明いたしますので、審議資料の10ページをお開き願います。訂正箇所についてはアンダーラインにて示してあります。

第2条第4項につきましては介護納付金課税限度額9万円から10万円に改めるものです。第5条につきましては医療分均等割2万6千円から2万7千円に改めるものでございます。11ページをお

開き下さい。第5条の2第1項第1号につきましては、医療分平等割2万6千円から2万7千円に改め、第2号につきましては特定世帯の平等割1万3千円から1万3千500円に改めるものでございます。第6条につきましては後期高齢者の所得割100分の1.2を100分の1.4と改めるものでございます。第8条につきましては介護納付金の所得割100分の0.7を100分の0.9と改め、第9条につきましても介護給付金の資産割100分の3を100分の5と改め、第9条の2につきましても介護納付金の均等割7千円を8千円に改めるものです。12ページをお開きください。第23条第1項第1号は7割軽減の条文であり、アは医療分均等割額1万8千200円を1万8千900円に、イは平等割1万8千200円を1万8千900円に、9千100円を9千450円に改め、オ・介護納付金均等割4千900円を5千600円に改め、13ページをお開き下さい。第2号は5割軽減の条文であり、アは医療分均等割1万3千円を1万3千500円に、イは平等割1万3千円を1万3千500円に、6千500円を6千750円に改め、オ・介護納付金均等割3千500円を4千円に改め、第3号は2割軽減の条文であり、アは医療分均等割5千200円を5千400円に、イは平等割り5千200円を5千400円に、2千600円を2千700円に改め、次のページをお開き下さい。オ・介護納付金均等割1千400円を1千600円改めるものです。附則につきましては平成21年4月1日に施行し平成21年度分の国民健康保険税からの適用を規定しています。以上で説明を終わります。

議長（村尾富造君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

議長（村尾富造君）

質疑なしと認めます。

議長（村尾富造君）

既に上程されております、議案第11号 清里町介護保険条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長

既に上程されております、議案第11号清里町介護保険条例の一部を改正する条例について提案理由をご説明申し上げます。

今回の条例改正は第1号被保険者の介護保険料の改定になります。介護保険料の設定につきましては介護保険法の規定により3年毎に介護保険事業計画に定める、高齢者人口・要介護者等数・介護サービス見込み量などに基づいて設定する仕組みになっております。この介護保険事業計画の策定につきましては保健福祉計画策定委員会においてご審議賜り、答申では介護保険料は現行どおり基準額で月額3千960円の答申を頂いております。その後の介護報酬改訂案が示され、介護従事者の処遇改善を図るため平成21年4月から引き上げとなり、これに伴い介護保険料も上昇しますが、本町においては特例交付金と基金繰り入れを行い平成21年度から23年度の介護保険料につきましても、今

と同じ保険料、基準額で月額3千960円に設定するものであります。

次に審議資料の15ページ、介護保険条例の新旧対照表をご覧頂きたいと思っております。今回の条例改正では介護保険料は平成18年度から20年度と同額になりますので、介護保険条例第2条第1項中の平成18年度から平成20年度を平成21年度から平成23年度に改めるものであります。附則の第1項は施行期日を定めるものであり、第2項は介護保険料の適用年度区分を定めるものであります。

議長（村尾富造君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

議長（村尾富造君）

質疑なしと認めます。

日程第3 議案第26号から議案第33号

議長（村尾富造君）

既に上程されてます、議案第26号 平成21年度清里町一般会計予算から議案第33号 平成21年度清里町焼酎事業特別会計予算まで、順次提案理由の説明を求めます。

まず最初に、議案第26号 平成21年度清里町一般会計予算について。総務課長。

総務課長

既に上程されております、議案第26号平成21年度清里町一般会計予算についてご説明を申し上げます。お手元に平成21年度の予算書及び予算説明書並びに予算審議資料を用意いただきたいと思います。

まず始めに各会計の予算総括についてご説明を申し上げますので、別冊の平成21年度予算審議資料の方の表紙を1枚お開きいただきたいと思います。平成21年度清里町会計別予算総括表からご説明を申し上げます。合計欄でご説明を申し上げます。一般会計から焼酎事業特別会計まで都合8会計の予算総額は57億7千510万7千円となっており、前年度当初予算との比較では10億1千298万1千円の減、対前年度比85.1%となっております。なお、会計別では一般会計につきましては国営畑総償還事業の繰上げ償還が平成20年度に完了したことにより、対前年度比79.9%と大幅な減となっております。介護保険並びに国民健康保険事業と後期高齢者医療特別会計につきましては、給付実績からの予算計上を行っておりますが、老人保健特別会計については昨年度よりの後期高齢者医療制度への移行に伴い今年度が最終年度となりますが、請求漏れや返納金対応分を予算計上してございます。簡易水道事業につきましては、起債償還額の増が主たる要因となり前年度比104.3%、農業集落排水事業は起債償還額の減が主たる要因となり、対前年度比96.4%の予算計上となっております。焼酎事業特別会計は製造費の減により対前年度比97.4%となっております。

次に一般会計につきましてご説明申し上げますので、別冊の予算説明書の5ページをお開きいただきたいと思います。平成21年度清里町一般会計予算の本文についてご説明を申し上げます。予算の

総額は第1条第1項に記載のとおり歳入歳出それぞれ、42億4千万円と定めるものでございます。第1条第2項第1表歳入歳出予算につきましては、後ほど審議資料と事項別明細書にてご説明申し上げます。第2条の地方債についても後ほどご説明申し上げます。第3条の一時借入金につきましては最高額を5億円と定めるものです。それでは予算書を4枚お開きいただき、12ページをご覧いただきたいと存じます。第2表の地方債につきましては記載の目的及び限度額等を定めるものであり、記載の件数は臨時財政対策債以下、光岳小学校特別教室屋内運動場改築事業債まで合計8件、総額4億1千610万円となります。

次に審議資料にてご説明申し上げますので、再度別冊の審議資料の1ページお開きいただきたいと存じます。一般会計歳入の款別予算額調において増減の主な要因を含めご説明申し上げます。1款町税につきましては、昨年度新たな農業経営安定対策の導入により一部所得が翌年度算入になったこともあり大きく減少いたしました。制度移行が完了しました本年度におきましても各産業業種共に景気後退の影響が見込まれることから、微増となる前年度比較2千900万円の増の3億8千310万円を計上いたしております。2款地方譲与税から7款自動車取得税交付金につきましては、道路特定財源の一般財源化や景気の落ち込み影響による自動車販売の減少による財源影響を勘案し、前年度比較3千275万円の減で計上いたしております。8款地方特例交付金は児童手当特例交付金並びに恒久減税、税制改正による原資補填として同額の350万円で予算計上いたしました。9款地方交付税につきましては、基本財源となる国税5税の減収が見込まれますが、緊急的な地方経済振興と雇用創出の推進対策としている別枠が創設され基本としては臨時財政対策債を含む総額としては予算が確保されていることから、普通交付税につきましては前年度実績額を基準に公債費算入実績分を減じた上、特別交付税は同額として22億9千万円を計上いたしております。その結果、当初予算の対前年度比較における交付税は2千930万円減の計上となっております。10款交通安全対策特別交付金につきましては前年度実績推計による計上となっております。11款分担金及び負担金の前年度比較742万円増は、道営畑総事業に伴う受益者負担金の増によるものです。12款使用料及び手数料はほぼ前年度同額の計上となっております。13款国庫支出金につきましては、一般廃棄物最終処分場増設並びに道路整備事業と町営住宅建設事業の減による差額影響から1千395万1千円の減となっております。14款道支出金につきましては、社会保障関係の制度負担の伸びが見られる一方、道税徴収委託金制度の変更による減により前年度比としては219万4千円の増に留まっております。15款財産収入につきましては前年度比較119万6千円の減となっております。町有地にかかる法定外等土地売払い処理が概ね終了したことによるものでございます。16款繰入金につきましては、国営畑総繰上げ償還完了による、前年度比較6億3千13万3千円の大減となっております。なお今年度は、ふるさと寄附金充当事業にふるさと事業基金から38万円、地域振興総合対策事業に地域活性化緊急安全実現事業充当分として、同じくふるさと事業基金から4千万円、介護保険事業に地域福祉基金から2千202万2千円の合計6千240万2千円当初繰入を予定しております。17款繰越金につきましては、平成20年度補正予算により一般財源の充当を積極的に行ってきたことや、すでに平成20年度起債発行額の確定を見ていることから前年度比較2千万円減を計上いたしております。18款諸収入4億1千570万8千円につきましては、その内約3億3千万円が介護報酬収入となっております。なお、給食費負担金については2千383万4千円を計

上いたしておりますが、今年度改正を行って参ります。19款町債については先ほど予算書の第2表で説明したとおり国営小清水地区畑総償還の減により前年度比較3億8千590万円の減となっております。

次に歳出の款別予算額調についてご説明申し上げますので、2ページをご覧くださいと存じます。歳出におきましては第4次総合計画後期5ヶ年計画及び初年度となります第2期自立計画の着実な推進を基本に事業の選択と集中に、より効果的かつ地域振興に繋がる事業の芽出しを行うことを念頭に編成をいたしてございます。また、国においては緊急的な地域経済振興及び雇用創出対策を講じることとしており、清里町におきましても平成20年度補正予算により積極的な対応を行ってきたところでございますが、平成21年度におきましても継続的な対策を講じるべく地域経済振興、雇用対策に対する方針を定め関連予算を総務費の地域振興費に一括的な計上を行ってございます。それでは款別に主な増減の内容を含めましてご説明申し上げます。1款議会費につきましては70万2千円の増となっておりますが、道内所管事務調査の当初の予算計上が主な要因となっております。2款総務費9千729万7千円の増は先ほどご説明申し上げた、地域振興の総合対策として地域振興対策費を設けたものでございます。3款民生費におきましては実質的にはほぼ昨年と同額程度の予算計上となっております。4款衛生費4千303万1千円の増につきましては、国保会計並びに後期高齢者医療制度にかかる実績給付による繰出しの伸びと、清掃センター修繕経費が影響した数字となっております。5款農林水産業費10億7千996万円の減は国営畑総負担金償還の完了によるものでございます。なお、農業振興補助及び製材流通補助事業等は総務費の地域振興費に移行をいたしてございます。6款商工費374万8千円の増につきましては温泉施設指定管理事業費の増によるものでございます。また商工振興事業は同じく総務費の地域振興費に移行してございます。7款土木費1億2千667万2千円の減につきましては公営住宅建設並びに町単独の道路事業の事業量の減によるものでございます。8款消防費の5千579万4千円の増は高規格救急車購入及び車庫整備によるものでございます。9款教育費1千301万8千円の増は、緑町小学校屋内運動場耐震化工事および光岳小学校特別教室屋内運動場改築実施設計の実施によるものです。なお、体育施設等の臨時雇用経費につきましては総務費の地域振興費に移行してございます。10款公債費8千365万3千円の減につきましては地方債の元利償還に伴うものであり、1回目の償還のピークが過ぎたことにより減となっております。11款予備費につきましては前年度同額となっております。

続いて3ページをご覧くださいと存じます。3ページにつきましては町税予算額の比較表となっております税目別に平成20年度当初予算と収入見込み額との比較を記載いたしてございます。全体額では先ほどもご説明いたしたとおり、昨年度当初予算比較において2千900万円の増、率で108.2%となっておりますが、内町民税は3千330万円の増で121.2%、固定資産税では290万円の減で98.2%、軽自動車税は50万円の増で106.3%、町たばこ税は200万円の減で92.6%、入湯税は10万円の増となって114.3%となっております。4ページをご覧くださいと存じます。4ページは現年度分の個人町民税及び法人町民税の推計となっております、個人町民税においては収納率97%で計上し、当初予算額は1億7千650万円、内給与関係が1億2千166万6千円、農業関係が3千764万6千円、営業関係が388万6千円と計上させていただいております。また、法人町民税においては収納率100%で計上しており、当初予算計上額は1千40

0万円となっております。5ページは現年分の固定資産税の推計であり後ほどご参照いただきたいと存じます。

6ページをお開きいただきたいと存じます。款別、性質別予算額の概要についてご説明を申し上げます。人件費につきましては職員新規採用2名、定年及び都合退職3名のなどにより職員給与分においては減となっておりますが、衆議院選挙事務費等の跳ね返りにより全体では対前年度比100.1%となっております。物件費につきましては対前年度比109.3%となっておりますが、後ほど内容のご説明申し上げます。維持補修費につきましては93.2%となっておりますが、総務費の貸付建物、職員住宅の修繕の減と、衛生費の補修費等の増の差異となっております。扶助費につきましては福祉医療給付費に係る扶助措置で1億4千335万7千円、対前年度比103.2%ですが民生費における児童手当等の伸びが主な要因となっております。補助費等につきましては4億8千405万5千円となり、対前年度比112.1%となっておりますが、増の主たる要因は高規格救急車の購入事業等に伴う消防費負担金と、総務費、地域振興費より計上いたしております対策事業によるものでございます。普通建設事業につきましては、国営畑総償還事業繰上げ償還の完了による大幅減であり、当該事業を除いた場合、対前年度当初予算比較においては、公営住宅の繰越事業を加えた場合ほぼ前年度と同額となっております。公債費につきましては、対前年度比92.4%で10億1千155万円となっております。積立金につきましては介護事業のオーバーフローおよび利積み分を計上した結果、対前年度比102.1%となっております。投資及び出資金は皆減となります。貸付金につきましては医療費貸付金10万円の予算計上となっております。繰出金につきましては特別会計の繰出金となっており、対前年度比114.7%となっておりますが、医療保険関係特会への繰出しであり、内容については後ほど主要施策の中でご説明申し上げます。予備費については省略をさせていただきます。次に7ページをご覧いただきたいと存じます。款別の物件費の内訳についてご説明申し上げます。平成20年度との比較により区分ごとの概要についてご説明いたします。

賃金につきましては対前年度比123.6%で、国の示した雇用創出対策に対応した地域振興対策費への臨時職員雇用経費、さらには民生費ケアマネージャーの雇用経費が主な増要因となっております。旅費につきましては議会費の道内所管事務調査の実施並びに職員研修旅費の伸びにより対前年度比較116.9%となっております。公債費につきましては前年度と同額となっております。需用費につきましては合計2億59万2千円、対前年度比95.6%となっておりますが、経常経費の見直し、さらには燃油価格の落ち着きにより減となっております。役務費につきましても、総務費一般管理費の通信運搬費の補助事業事務費充当分の減に加え、衆議院選挙事務費などの影響により対前年度比102.8%となっております。委託料につきましては施設の運営管理業務や清掃、警備、環境保全及び調査測量等の事務事業、さらには電算や情報通信機器の保守運用にかかる経費で合計6億5千845万5千円となっており、電算の住民税基幹システムの導入や指定管理業務の増高により対前年度比110.3%となっております。使用料及び賃借料は対前年比113.9%となっており、総務費の行政情報システム費に係る税の電子申告システム利用等が主な要因となっております。備品購入費につきましては総務費の公用車及び内線電話機器更新事業、地上デジタル放送対応に係る増、さらには教育費のパソコン等を始めとした教育教材等の備品整備及び給食配送車更新により前年度比約238.2%の大幅増となっております。続いて8ページをご覧いただきたいと存

じます。

それでは、平成21年度一般会計主要施策事業調べについてご説明申し上げます。なお、各財源の内訳については国庫支出金から一般財源まで資料に全て記載をしてございますので、特異的なもの以外につきましては説明を省略いたします。

議会費よりご説明を申し上げます。常任委員会道内所管事務調査事業については道内先進地の事例調査等を行う経費として、旅費及び車借上げ料合わせて89万4千円の計上となっております。続いて総務費、財産管理費、減債基金積立金事業につきましては、減債基金5千301万7千円の積立を行うものであり、財源のその他につきましては記載のとおり介護報酬収入の事業手当て超過分となっております。公用車更新事業は全体的な減車対応を図りながら必要な更新を行うものであり、本年度においては普通乗用車1台を更新すべく267万4千円の予算計上となっております。地上デジタル対応事業はアナログ放送からデジタル放送への切り替えが平成23年7月に迫っていることから、2ヶ年計画で対応を進めるもので、今年度はテレビ購入9台分として90万3千円を計上いたしております。温泉成分分析事業は温泉法の改正に伴い、町内5施設の成分分析に要する経費を本科目で一括計上しております。予算額は69万5千円となっております。広報費の広報用備品購入事業は広報作成用パソコンと編集ソフトについて機器の更新を行うべく98万2千円の予算を計上しております。自治振興費のまちづくり地域活動推進事業交付金は、自立のまちづくり計画重点事業として自治会を主体とした自立的な地域活動を支援するため、運営交付金と事業交付金を合わせ1千万円を計上しております。総合庁舎管理費、内線電話機更新事業564万円の予算計上は平成6年度に導入した電話システムが老朽化したことから更新事業を行うものでございます。行政情報システム管理費、基幹税システム改修事業は公的年金からの住民税特別徴収の開始にあたり改修が必要になったことから、1千18万5千円を予算計上するものでございます。企画振興費、第5次清里町総合計画策定事業につきましては、平成22年度に現行計画が最終年度を向かえることから、次期計画の策定準備に着手するものであり、56万5千円の予算計上となっております。10ページ、花と緑と交流のまちづくり事業につきましては、9年目を迎えますが町民の皆さんと行政のパートナーシップにより花と緑の環境づくり事業、交流事業を推進して参ります。事業費につきましては1千994万円となっておりますが、花と緑の環境づくり事業に836万4千円、交流事業に1千157万6千円、内、海外研修事業に804万円の予算計上となっております。徴税費の税務経理事務補助208万8千円の予算計上は、記載の農業青色申告団体に対する補助となっております。選挙費、衆議院選挙事業につきましては本年度予定されている選挙事務費420万円を当初計上するものでございます。11ページ、地域振興対策費、地域振興総合対策事業は地域経済の振興や雇用創出などを総合的に推進するとともに、総合計画と第2期自立計画で示した地域基盤施設等の整備に向けた計画策定と基本設計をするものでございます。なお、国においては地域経済雇用創出対策費として昨年度来の補正、さらには新年度予算においても新たな交付金や交付税、起債等による財政支援、加えて21年度予算の補正についても既に検討されている状況にあり、このような環境に機動的に対応しつつ、既存事業においても財政処理上の適用を図りながら、さらに新規事業の立ち上げにおいても、それら有利性のある財源を迅速に導入できるよう総合的な予算科目を設け、1億1千121万2千円の予算計上を行うものでございます。臨時雇用事業関係として、臨時職員賃金2千万円は既存事業分が

1千494万6千円、新規拡大分が505万4千円であり、シルバーセンター等の委託548万円は既存事業分が348万円、新規拡大分が200万円となっております。また、財産管理住宅から商工振興補助事業まで5事業合わせて4千723万2千円は、2月臨時会補正においてふるさと事業基金に積立を行った地域活性化生活対策臨時交付金対象事業となります。加えて耐震化促進計画策定事業から測量調査業務委託事業までの6事業、合わせて3千850万円は新規振興対策事業であり、耐震化に向けての実施設計さらには総合計画及び第2期自立計画において計画している札弦地区活性化計画を含む道の駅パスランド等の整備、さらには老朽化が進んでいる町民プールや福祉センターの改築に向け実施計画策定や基本設計、町道整備に新たな交付金や起債事業を導入して実施するための測量調査を行って参ります。なお、一般財源6千721万2千円は平成21年度の普通交付税算定項目として新たに設けられました地域雇用創出推進費試算分4千900万円を含んだ金額となっております。民生費、社会福祉総務費、社会福祉協議会補助につきましては社会福祉協議会に対する補助金となっており、職員2名分の人件費850万1千円を補助計上いたしてございます。難病者等通院交通費助成につきましては、障害者及び特定疾患者の通院通所に対して要綱に基づき交通費の補助を行うものであり、事業費は266万円となっております。12ページをご覧いただきたいと存じます。障害者自立支援費、障害者自立支援事業につきましては平成17年度からスタートしておりますが、平成21年度は7千994万4千円を計上し、各給付負担扶助を行って参ります。なお、事業費の負担割合は本人1割負担を原則とし、国2分の1、道4分の1、町4分の1となっておりますので、記載の所要の財源を計上してございます。福祉サービス事業費、福祉サービス事業につきましては、介護保険や障害者自立支援の適用外の部分に対して、ホームヘルプサービス事業以下、町単独の下記サービスを提供するものであり、538万5千円を予算計上いたしました。老人福祉費、老人保健施設きよさと運営委託事業につきましては、施設と在宅介護サービスに要する経費として社会福祉法人への指定管理経費2億6千880万円を計上いたしております。13ページ、児童母子福祉費、子育て支援保育料補助は、少子化支援対策として第3子以降分の保育料補助を行うものであり、常設保育所については保育料を免除措置とし、季節保育所及び幼稚園周辺保護者に対する補助事業費177万4千円を予算計上いたしております。衛生費、予防費の各種検診事業につきましては、予防を主体として昨年度スタートした特定健康診査と相談、各種検診に要する経費として792万6千円を計上いたしております。予防接種事業につきましては、予防接種法に基づく乳幼児を対象としました各種接種並びに65歳以上を対象としましたインフルエンザ予防接種に要する経費として547万4千円を予算計上してございます。また、母子保健事業につきましては妊婦健診、乳幼児健診、保健指導、母親学級等を行って参りますが、妊婦健診14回分が全額公費負担となります。予算額は411万8千円となっております。14ページをお開きいただきたいと存じます。環境衛生費、葬斎場整備事業につきましては施設機能の維持のため記載の3修繕を行うものであり、予算額は143万9千円となっております。保健福祉総合センター費、保健福祉総合センター温泉ポンプ等設備整備事業につきましては338万円を計上してございますが、平成12年の開設以来一定期間が経過し熱効率等の低下が見られることから温泉ポンプ点検整備等を実施するものでございます。清掃事業費、最終処分場増設事業につきましては平成20年度と21年度の2ヶ年で増設工事を行って参るものであり、21年度予算額は1億4千936万6千円を計上してございます。事業内容につきましては審議資料

の24ページを後ほどご参照いただきたいと存じます。清掃センター施設整備事業は安全対策上の機器類の点検を行うと共に、損耗の激しい減温器等の修繕経費として1千664万4千円を計上いたしました。農林水産業費、農業振興費、農業経営基盤強化利子補助は制度要綱に基づく利子補助を行うものであり、440万5千円の予算計上するものです。畜産業費、町営牧場整備事業につきましては江南牧野の牧草地維持のための追肥、さらにはパドックの整備事業費として308万5千円を計上してございます。15ページ、農地開発事業費、国営畑総かんがい事業斜網地域維持管理事業については、管理経費の負担であり1千405万円を計上いたしております。道営整備事業費、道営畑地帯総合整備事業につきましては、平成21年度は暗渠排水、客土、土層改良等事業への負担金6千606万7千円を計上いたしております。財源のその他4千87万5千円の内訳は、受益者負担が1千203万5千円、パワーアップ事業による交付金が1千875万円、他町負担が9万円となっております。林業振興費、清里町森林整備事業補助につきましては民有林の整備について制度支援を行うものであり、予算は151万1千円を計上いたしてございます。商工費、商工振興費、商工会補助は地域内商工振興事業に対する運営費の補助であり、経営改善復旧事業及び地域振興事業に1千73万4千円を予算計上するものでございます。コミュニティーセンター維持費補助につきましては、施設の公益部分の維持管理経費として693万8千円の補助を行って行くものでございます。16ページをご覧いただきたいと存じます。コミュニティーセンター建設資金償還補助につきましては、コミット建設に係る償還金の補助を商工会に行うものであり、事業費は1千76万6千円となっております。観光費、観光促進事業につきましては、ふるさと産業祭まつり等のイベント実行員会に支援を行うものであり、事業費は590万円となっております。観光施設等臨時修繕事業につきましては、記載の観光施設の良好な管理を行うため、臨時的修繕費100万円を計上してございます。温泉施設費、パパスランド陶芸窯購入事業は、陶芸窯の損耗により新たに更新購入する費用で110万5千円を計上いたしてございます。緑の湯看板塗装事業については、金属部分の劣化が見られることから修繕経費70万円の計上となっております。土木費、道路橋梁費、道路等整備事業は町単独の道路整備事業であり、7号道路と15号道路の補修及び区画線引き、測量業務に要する経費として2千175万4千円を計上いたしてございます。17ページ、道路新設改良事業につきましては、継続3路線の整備及び測量調査業務、補償費等を1億7千695万6千円の事業費を以って実施して参ります。なお、道路関係の工事位置図につきましては審議資料の25ページに図示をしてございますので、後ほどご参照いただきたいと存じます。都市計画費、公園施設整備事業につきましては公園の適正管理のため草刈機1台の購入を始め遊具施設等の修繕経費合わせて235万円計上いたしてございます。消防費、清里分署施設費、高規格救急車等整備事業につきましては、救急体制の整備充実をはかるべく高規格救急車及び資器材の購入と第2車庫の改築を行うものであり、予算の計上は5千210円となっております。なお起債は過疎債を予定いたしております。教育費、教育委員会費、生涯教育費、子育て支援専門員設置事業につきましては子育て支援の総合的な事業展開を図るため、専門職員の配置を行うものであり事業費は180万円となっております。教育諸費、私立幼稚園運営費補助は幼児教育の観点から支援を行うものであり、予算計上額は500万円となっております。遠距離通学バス業務委託事業につきましては、中学生の通学手段確保と一般町民及び清里高校生の乗り合いを兼ねた地域交通として活用を行って参ります。事業費は1千800万円計上いたしてございます。18ページ

をご覧くださいと存じます。清里高等学校総合支援対策事業は平成16年度から総合支援を行っておりますが、在校生については従来の支援を継続いたしますが、今年度から地域キャンパス校となりますので、特色ある教育活動を中心に支援を行うこととし1千万円の予算計上を行って参ります。小学校費、学校管理費、緑町小学校屋内運動場耐震補強事業は20年度に実施した耐震化設計に基づく補強工事を行うものであり、事業経費1千24万5千円を予算計上いたしました。光岳小学校特別教室屋内運動場改築事業は、昨年度実施した耐力度調査により改築が必要となったことから実施設計に要する経費1千400万円を当初計上いたしました。教育振興費、小学校備品整備事業につきましては、教育環境の整備に向け教育用のパソコン等の更新をはじめ記載の事業に391万円の予算を計上するものでございます。中学校費、中学校備品整備事業につきましても同様に145万円の予算計上となっております。社会教育総務費、外国人英語講師招へい事業は、昨年度より新たな講師を採用いたしてございますが、雇用に係る経費、人件費分として313万8千円の予算を計上するものであります。19ページ、生涯教育費、プラネットステージ公演事業補助につきましては実行組織に250万円の支援を行って参ります。学校給食センター費、給食配送車更新事業につきましては現在の車輛が16年を経過し損耗していることから、更新事業費として529万2千円の予算計上を行うものでございます。給食センター蒸気加熱調理機更新事業につきましても、同じく更新整備が必要となったことから168万円計上いたしております。

20ページをご覧くださいと存じます。20ページから21ページは団体補助調べとなっておりますので、ご参照いただきたいと存じます。22ページをご覧くださいと存じます。一般会計から各特別会計の繰出金についてご説明申し上げます。介護保険事業に対しましては全体給付の12.5%が町の負担となりますが、その負担分として4千642万6千円、地域支援事業分として19万1千円、事務費分として489万円合わせまして5千150万7千円の繰出しを行うものでございます。国民健康保険事業につきましては、内容の記載のとおり保険基盤安定繰出金以下、法定ルール繰出分として2千850万8千円に加え、医療費の急激な伸びにより補填的繰出しが3千万円となっております。その結果総額では5千850万8千円を計上いたしております。老人保健につきましては会計設置の最終年度となりますが、過年度請求等に対応する財源調整措置として70万円を計上させていただきました。後期高齢者医療特別会計につきましては、低所得者層の保険料軽減に係る保険基盤安定繰出金1千298万2千円と事務費繰出金346万2千円、合わせて1千644万4千円を予算計上いたしております。簡易水道事業につきましては、施設等整備に伴う地方債償還に係る公債費の一般会計負担分1千420万7千円となっております。農業集落排水事業につきましては、施設建設に伴う公債費償還に係る繰出金8千974万1千円となっております。焼酎事業につきましては、人件費を含めた総務費への充当財源として1千363万円の繰出しを行って参ります。なお、6特別会計繰出金の合計は2億4千473万7千円となり対前年度比較で3千129万3千円の増となっております。続いて23ページをご覧くださいと存じます。北海道後期高齢者医療広域連合組合をはじめ4広域行政組合の負担金調べとなっておりますが、本年度の合計金額は2億5千740万3千円となり前年度比較で6千153万4千円の増となります。

それでは予算書の説明を申し上げますので別冊の予算書の39ページをご覧くださいと存じます。歳出よりご説明を申し上げますが、審議資料の説明において主要施策、繰出金、団体補助金負

担金についてご説明申し上げましたので、各目ごとに予算の増減の大きなもの及び特異的事項のみをご説明申し上げます。なお特定財源の内訳におきましても先ほどご説明した地方債の内訳並びに審議資料に詳細に記載いたしておりますので合わせて省略をさせていただきますのでご理解をいただきたいと存じます。

1目議会費につきましては道内所管事務調査関係経費の当初計上により前年度対比70万2千円の増となっております。その他特異的な事項はございません。40ページをご覧くださいと存じます。2款給与費、1目職員給与費につきましては後ほど給与明細書において詳細にご説明申し上げますが、2節給料は特別職、一般職合わせ3億5千977万5千円、3節職員手当等は1億9千948万4千円、4節共済費は1億428万7千円、19節負担金補助及び交付金は7千826万1千円となっており、総額7億4千180万7千円となっております。なお、前年度対比では497万2千円の減となります。41ページ、総務管理費、1目一般管理費につきましては前年度比63万4千円の増となっておりますが、自治大学校を始めとした職員研修旅費の伸びが主な要因となっております。42ページをお開きいただきたいと思います。2目財産管理費は前年度比較210万7千円の減額は昨年度実施いたしておりましたレストハウス外壁等修繕と、18節備品購入費の差額となっております。なお備品購入におきましては公用車1台の更新並びに年度中の役場全体的な事務機器の更新経費として636万5千円を計上いたしております。3目地籍管理費につきましては特異的な事項はございません。4目広報費につきましては先ほど主要施策で申し上げました。44ページをご覧くださいと存じます。5目自治振興費につきましては19節に地域活動推進事業交付金1千万円を計上いたしておりますが、前年度比較185万5千円の減は街灯塗装修繕の完了によるものです。6目交通安全対策費、7目防災対策費につきましても特異的事項はございません。8目町有林管理費、前年度比較65万6千円の減は15節工事請負費の減によるものであります。46ページをご覧くださいと存じます。9目支所及び出張所費の前年度比較244万9千円の増は札弦支所に新たに臨時職員を配置することによるものでございます。10目札弦センター費及び11目緑センター費の前年度比較それぞれの減は臨時雇用に係る経費を地域振興対策費に移行したことによるもので、実質的には増減は生じておりません。12目顕彰費及び13目報酬等審議会費までは特異的なものはございません。14目職員福利厚生費、前年度比較103万6千円の増は13節委託料の職員研修委託料の増が主たる要因となっております。特定財源その他322万9千円のうち50万円は職員研修に係る地域振興協会からの交付金となっております。48ページをご覧くださいと存じます。15目総合庁舎管理費の前年度比較501万1千円の増は主要施策でご説明しました内線電話更新事業によるもので、18節備品購入費に器具購入費を計上いたしております。及び16目福祉センター費は特異的なものはございません。17目行政情報システム管理費の前年度比較224万6千円の増につきましては主要施策で申し上げましたが、13節委託料に基幹税システム化改修事業を新たに計上したことによるものであり、昨年度の備品購入経費との差額増でございます。50ページをご覧くださいと存じます。1目企画振興費の前年度比較653万7千円の減につきましては、子供広場の工事の完了によるものでございます。51ページ、2目土地利用計画費につきましては特にございません。3目花と緑と交流のまちづくり事業費、693万2千円の減は昨年度実施いたしましたガーデンアイランド北海道2008 in 清里フォーラムの実行委員会の補助によるものであり事業内容は

主要施策で申し上げました。53ページをご覧いただきたいと存じます。1目徴税费、前年度比較542万6千円の減は23節償還金利子及び割引料、過年度還付金について昨年度は税制改正に伴う地方税からの還付を大幅に見ておりましたが、今年度からは平常年並に戻るによるものです。53ページ、1目戸籍住民登録費から次のページ6項の選挙費、1目選挙管理委員会費は特にございません。54ページ、2目衆議院議員選挙費は先ほどご説明申し上げました。7項統計調査費、1目各種統計調査費、前年度比較89万6千円の増は新年度指定統計となります農林業センサスが実施されることによるものでございます。56ページをお開きいただきたいと存じます。監査委員費につきましては特異的なものはございません。9項地域振興費、1目地域振興対策費におきましては先ほど主要施策において詳細にご説明申し上げました。4節共済費及び7節賃金は臨時職員雇用に係る予算の総括計上となっております。11節修繕料は財産住宅取り壊し経費333万円。13節委託料はシルバーセンター、民間委託による公共施設等運営管理、雇用促進事業委託料以下6事業で2898万円。19節負担金補助及び交付金は福祉医療事業者人材確保補助以下、58ページの商工振興補助までの4事業は科目の移行により集約してございます。また新たな事業化雇用対策として農商観工等異業種連携事業化支援・雇用創出交付金事業を1千500万円を予算計上いたしております。58ページ、民生費、1目社会福祉総務費、前年度比較354万2千円の減につきましては、先ほどの福祉医療従事者人材確保補助事業の移行によるもので、実質的にはほぼ前年度同額でございます。20節扶助費266万円につきましては主要施策でご説明した難病者等通院交通費扶助費となっております。2目障害者自立支援費、535万7千円の増は19節負担金補助及び交付金の60ページ、自立支援医療給付費の伸びによるものでございます。60ページ、3目福祉サービス事業費につきましても先ほど主要施策でご説明申し上げました。4目老人福祉費、前年度比較514万2千円の増につきましては13節委託料の老人保健きよさと運營業務委託料及び28節介護特会繰出金の増が主な要因となっております。5目地域包括支援センター費は臨時専門職員雇用に係る共済費及び賃金の計上が要因となり前年度比較383万2千円の増となっております。62ページをご覧いただきたいと存じます。6目国民年金事務費は特にございません。1目児童母子福祉費、19節負担金補助及び交付金に斜里地域子ども通園センター運営費負担金及び子育て支援保育料補助、さらには20節扶助費の児童手当等は対象者の推計及び負担ルールによる実績計上となっております。2目保育所費は前年度比較392万4千円の減につきましては、64ページ、19節負担金補助及び交付金で昨年度まで計上いたしておりました緑季節保育所の休所が主たる要因となっております。3目子育て支援センター費につきましては特異的な事項はございません。続いて衛生費についてご説明申し上げます。65ページをご覧いただきたいと存じます。1目保健衛生総務費につきましても車検に伴う予算の増で特異的な事項はございません。66ページをご覧いただきたいと存じます。2目予防費につきましては主要施策でご説明申し上げましたが、各事業につきましては13節委託料1千457万2千円の中で計上いたしております。前年度比較121万3千円の増は特定健診受診率の向上を目的とした検診委託料の増が要因となっております。3目各種医療対策費、前年度比較3千425万2千円の増で主な要因は19節負担金補助及び交付金の後期高齢者医療療養給付費負担金及び28節繰出金の国保と後期高齢者医療2特会の伸びによるものでございます。4目環境衛生につきましても、前年度比較547万6千円の減となっておりますが、68ページの19節負担金補助及び交付金の斜里郡3町終末

処理事業組合負担金の減一番大きな要因となっております。なお、28節繰出金に簡易水道事業並びに農業集落排水事業への繰出金をそれぞれ予算計上いたしてございます。68ページ、5目保健福祉総合センター費につきましては、物件費となる13節燃料費が前年度と比較し大きく減となりましたが、15節工事請負費で熱交換設備の整備工事を行うことから全体としては前年度比較92万7千円の減となっております。なお、特定財源その他1千6万8千円は老健及び診療所からの経費負担歳入となっております。1目清掃事業費、前年度比較1千592万5千円の増につきましては、主要施策でご説明したとおり、次のページ70ページの15節工事請負費の増によるものです。具体的内容につきましても先ほど主要施策の中でご説明申し上げましたので省略いたします。71ページ、1目農業委員会費につきましては特異的な事項はございません。2目農業振興費の1千564万6千円の減は地域振興対策費へ農業振興補助事業を移行したことが主な要因となっており、72ページの28節繰出金に本年度の焼酎事業の特別会計繰出金1千363万円を計上いたしております。72ページ、3目畜産業費、前年度比較200万7千円の増は主要施策でご説明申し上げましたが、11節需用費修繕料と13節委託料で予算計上いたしております町営牧場整備事業によるものでございます。なお、特定財源その他332万5千円は牧野使用料280万円及び立木売払い収入52万5千円となっております。4目農地開発事業費、前年度比較10億6千731万4千円の減につきましては、国営畑総繰上げ償還の減となっております。5目道営整備事業費、前年度比較2千14万2千円の増につきましては、道営畑総整備事業の増に伴う負担金の増であり、先ほど主要施策でご説明申し上げましたので内容説明は省略をさせていただきます。74ページをご覧くださいと存じます。1目林業振興費、前年度比較1千871万5千円の減につきましても製材等流通補助をはじめとした林業振興補助事業の、総務費、地域振興対策費への移行によるもので実質的にはほぼ昨年同額となっております。2目自然保護対策費につきましては特異的な事項はございません。続いて商工費についてご説明申し上げます。1目商工振興費の前年度比較784万7千円の減につきましても、総務費、地域振興対策費への科目移行によるものでございます。76ページをご覧くださいと存じます。2目観光費におきましては主要施策で申し上げた各イベント促進事業につきまして、19節負担金補助及び交付金として計上いたしてございます。なお、前年度比較181万円の減は観光施設の環境整備等に係る雇用賃金について、同じく総務費の地域振興対策費に移行したことによるものです。3目温泉施設費、前年度比較1千322万6千円の増につきましては、13節委託料において新たに緑清荘に指定管理委託料が生じるとともに、パパスランド委託料の増によるものでございます。なお、指定管理の燃料費を始めとした変動を伴う物件費は精算方式を採ることといたしてあります。4目オートキャンプ場費、前年度比較53万7千円の増は周辺の植樹等の跡地の雑木や灌木の整理を行う賃金と委託料を予算計上したことによるものです。78ページをご覧くださいと存じます。5目農山村景観・自然環境保全施設費と山小屋と6目江南パークゴルフ場費につきましては、特異的な事項はございません。続いて土木費、1目道路橋梁費、前年度比較3千462万3千円の減は80ページ、15節工事請負費の事業料減によるものです。なお、個々の事業内容につきましては主要施策でご説明になっておりますので省略をいたしたいと存じます。81ページ、2目道路新設改良費、前年度比較3千60万8千円の増額は15節工事請負費の増によるものであり、同じく各事業の内容は主要施策で申し上げました。82ページをご覧くださいと存じます。1目公園費、96万7千円の前年度

比較の増は主要施策で申し上げましたが11節需用費の修繕料と18節備品購入費の器具購入費が主な要因で、一部賃金と委託料を総務費、地域振興対策費に移行して、実質的には200万円弱の増となっております。1目住宅管理費、前年度比較690万9千円の減につきましては、平成20年度補正による既存住宅修繕の前倒し発注による修繕料と公営住宅解体工事請負の減によるものでございます。住宅建設費は廃目で皆減となりますが、既に平成20年度において繰越明許を前提に12月定例会で1棟4戸の建設について補正を議決いただいております。消防費につきましては前年度比較5千579万4千円の増となっておりますが、主要施策でご説明したとおり分署負担金において高規格救急車及び車庫の改築について予算計上していることによるものでございます。続いて教育費についてご説明申し上げます。1目教育委員会費においては特異的な事項はございません。なお、84ページの7節賃金に生涯教育専門員配置経費を計上いたしております。84ページ、2目教育諸費の各事業につきましては主要施策でご説明申し上げましたので省略いたしますが、前年度予算比較による269万2千円の減は86ページの清里高等学校の総合対策支援事業の内容変更に伴うものが主たる要因でございます。86ページをご覧くださいと存じます。小学校費、1目学校管理費、前年度比較1千984万円の増は13節委託料で予算計上いたしております光岳小学校関係の実施設計に伴う委託料並びに15節の緑小学校の耐震補強工事によるものとなっております。2目教育振興費につきましては、前年度比較299万8千円の増となっておりますが、88ページ、18節の備品購入費の主要施策でご説明申し上げましたパソコン更新を含めた備品購入費及び図書購入費の増によるものでございます。中学校費の1目学校管理費につきましては、燃料費の減に伴い前年度比較168万7千円の減となっております。特異的な事項はございません。2目教育振興費につきましては小学校費同様、18節備品購入費に計上しています備品整備事業の増によるものです。続いて社会教育関係についてご説明申し上げます。1目社会教育総務費の前年度比較56万円の減は外国人英語講師事業に係る中高校生の海外研修事業の引率旅費を花と緑と交流のまちづくり事業に移行したことが主な要因となっております。90ページ、2目生涯教育費につきましては、各種事業に係る報償金や公演、研修費、団体活動支援の補助金等を計上いたしており、ほぼ昨年と同額の予算計上となっております。3目生涯学習総合センター費、前年度比較352万7千円の減は燃料費の減に加え、賃金及び委託料の一部を総務費の地域総合対策費に移行したことによるものでございます。93ページをご覧くださいと存じます。4目図書館費については特異的な事項はございません。94ページを引き続きご覧くださいと存じます。1目保健体育総務費の前年度比較379万8千円の減については臨時職員賃金の総務費、地域振興対策費移行と燃料費の減、及び昨年度壁の塗装修繕を行いました武道館修繕の完了によるものです。2目清里トレーニングセンター費66万7千円の減も燃料費によるものでございます。3目町民プール費、96ページの5目スキー場管理費の減につきましても臨時雇用職員経費の総務費の地域振興対策費への移行によるものです。なお、4目札弦トレーニングセンター費については特異的な事項はございません。97ページをご覧くださいと存じます。6目学校給食センター費、637万2千円の増につきましては11節需用費の賄い材料費と修繕料の増に加え、13節委託料の学校給食センター委託料の増、さらには主要施策で申し上げました98ページ18節備品購入費に計上いたしております給食配送車の更新に伴う購入費などによるものでございます。98ページをご覧くださいと存じます。公債費につきましては元金及び利子を合わせ、

10億1千155万円を計上いたしております。内容につきましては冒頭の予算額調べでの歳出で説明いたしております。また、予備費につきましては前年度同額の100万円の計上となっております。

続きまして給与明細書につきましてご説明申し上げますので101ページをご覧くださいと存じます。1号特別職の長と議員数については増減はございませんが、その他の26名の増は農林業センサス実施に伴う統計調査員等の増によるものでございます。長等におきましては、前年度比較7万6千円の増、議員におきましては9千円の減、その他においては94万4千円の増となり合計で101万1千円の増となっております。102ページをご覧くださいと存じます。一般職につきましては職員数は採用2名、退職3名により1名の減となります。また給与費につきましては1千269万4千円の減となり、共済費は率の改定を反映し218万9千円の増、合計では1千505万円となります。職員手当の内訳及び給料及び職員手当の増減額の明細はそれぞれ記載のとおりとなっております。105ページから109ページについては給料及び職員手当の状況を記載しておりますが、清里町におきましては全て国家公務員給与に準拠しており町単独の割り増し措置等を一切行ってございません。

続いて110ページをご覧くださいと存じます。本表は継続費に関する調書であり、一般廃棄物最終処分場増設事業につきましては平成20年度から21年度の2ヶ年の継続費をもって事業を行っておりますので、地方自治法の定めにより予算説明書の一部として提出するものでございます。20年度における年割り額は7千713万円で財源は記載のとおりとなっており、前年度となる平成20年度までの支出額は同額で進捗率は34.1%となります。21年度の年割り額は1億4千936万6千円で財源は記載のとおりであり、当該年度となる平成21年度の支出予定額についても同額となります。

それでは債務負担行為についてご説明申し上げますので112ページをご覧くださいと存じます。本表は債務負担の支出予定額等に関する調書となっており、前年度比較と前年度となります平成20年度までの債務負担行為は財務会計システム借上げ事業から、115ページの清里町学校給食センター業務委託料まで都合31点となっております。当該年度、平成21年度以降の支出予定額につきましては基幹税システム改修事業以下26点、総額で3億2千549万3千円となっておりますが、平成20年度の国営畑総負担金償還事業をはじめ5件の終了等により11億7千919万5千円の減となっております。それでは116ページと117ページを併せてご覧くださいと存じます。本表は地方債の現在高調べとなっております。117ページの合計欄でご説明申し上げます。前々年度平成19年度末の現在高は94億1千556万7千円、前年度平成20年度末の現在高見込み額は92億3千667万円、当該年度平成20年度中の記載見込み額は4億1千610万円、当該年度平成21年度中の元金償還に係る見込み額は8億4千874万円、当該年度平成21年度末の見込み額は88億4千403万円となっております。

続いて歳入についてご説明を申し上げますので15ページにお戻りいただきたいと存じます。歳入につきましては、前段の審議資料の説明と事項別明細書においてご説明申し上げます。また、特定財源の主な内容についても資料に記載をいたしておりますので、総括表で内容のみご説明申し上げます。1款町税から10款交通安全対策特別交付金までと、17款繰越金、19款町債のうち臨時

財政対策債合わせまして3億1千139万8千円が一般財源となります。従いまして、特定財源につきましては国道支出金等合わせまして1億2千860万2千円となります。以上で説明を終わります。

議長（村尾富造君）

ここで10時50分まで休憩といたします。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時50分

議長（村尾富造君）

休憩前に引き続き会議を続けます。

次に、議案第27号 平成21年度介護保険事業特別会計予算について。保健福祉課長。

保健福祉課長

既に上程されております、議案第27号平成21年度清里町介護保険事業特別会計予算についてご説明いたします。

予算書の中程の薄い茶色の仕切り部分から介護保険事業特別会計になりますので、この予算書の3ページと別冊の予算審議資料の薄茶色の次のページの介護保険事業特別会計1ページをお開き願います。最初に予算説明書から説明します。

第1条第1項につきましては予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7千783万2千円とするものであります。第1条第2項につきましては後ほど事項別明細書によりご説明いたします。第2条につきましては一時借入金の最高限度額を3千万円と定めるものであります。第3条につきましては歳出予算の流用を定めるもので、第1項第1号につきましては保険給付費の同一款内の流用を定めるものでございます。

次に予算審議資料1ページの介護保険事業特別会計総括表でご説明します。平成21年度予算総額は3億7千783万2千円で前年対比2千212万7千円の増額、率にいたしまして106.2%になります。歳入の款における前年度比較金額で主な内容についてご説明いたします。1款介護保険料400万円の増額につきましては、第1号被保険者数の増加及び65歳以上の老年者の非課税措置の廃止による介護保険料の激変緩和の経過措置が終了したことにより増額となります。2款使用料及び手数料は説明を省略いたします。3款国庫支出金711万8千円の増額、4款道支出金370万2千円の増額、5款支払基金交付金349万円の増額につきましては、歳出の2款保険給付費の増額によるものでございます。6款財産収入は説明を省略します。7款繰入金285万5千円の増額は一般会計繰入金で、歳出の2款保険給付費の増額によるものでございます。8款繰越金、9款諸収入は説明を省略いたします。

次に歳出の前年度比較金額の内容についてご説明します。1款総務費は説明を省略いたします。2款保険給付費2千367万円の増額につきましては、居宅介護サービス給付費、施設介護サービス給付費、高額医療合算介護サービス等費、特定入所者介護サービス費等の増加によるものでございます。3款地域支援事業費39万5千円の減額につきましては介護予防事業費の減額によるものでござ

います。4款基金積立金は説明を省略します。5款公債費82万6千円の減額につきましては、平成14年度に496万円を財政安定化基金から貸付を受け、平成20年度で償還が終了いたしましたので減額になっております。財政安定化基金拠出金34万円の減額につきましては、平成21年度から平成23年度までの拠出はありません。

次のページは款別・性質別・節別・予算分類表であり、3ページから4ページは主要施策調べになりますので後ほどご参照いただき説明は省略させていただきます。

次に予算書に戻っていただき介護保険事業特別会計の19ページをお開き願います。歳出の主なものと特定財源につきましてご説明いたします。総務費、1目一般管理費は介護保険に係る事務経費で特定財源その他は繰入金となります。1目賦課徴収費は保険料徴収に係る事務経費で特定財源その他は繰入金となります。次に20ページ、1目介護認定審査会費は網走市外3町介護認定審査会の負担金で特定財源その他は繰入金となります。2目認定調査費は介護保険認定調査に係る経費で特定財源その他は繰入金です。次の保険給付費、1目居宅介護サービス給付費につきましては訪問介護・訪問看護・デイサービス・デイケア・短期入所などの居宅介護サービス費用が1億800万円、入浴用椅子など福祉用具の購入費が63万円、手すり取り付け・段差解消などの住宅改修費が120万円、ケアプラン作成の居宅介護サービス計画給付費が1千380万円、合計で1億2千363万円になります。特定財源その他は支払基金交付金から3千708万9千円、繰入金が1千545万4千円、合計で5千254万3千円となります。2目施設介護サービス給付費2億1千700万円につきましては、特別養護老人ホームや介護老人保健施設、介護療養型医療施設への入所費用でございます。特定財源その他は支払基金交付金6千510万円、繰入金2千712万5千円、合計で9千222万5千円となります。3目審査支払手数料36万円は国保連合会に対しましての介護報酬審査支払手数料で、特定財源その他は支払基金交付金10万8千円、繰入金4万5千円、合計で15万3千円になります。次の21ページ、1目高額介護サービス等費594万円は自己負担限度額を超えた場合の給付費で、特定財源その他は支払基金交付金178万2千円、繰入金74万2千円、合計で252万4千円となります。1目高額医療合算介護サービス等費80万円は、医療給付と介護給付の合算額が自己負担限度額を超えた場合の給付費で、特定財源その他は支払基金交付金24万円、繰入金10万円、合計で34万円となります。1目特定入所者介護サービス等費2千368万円につきましては、居住費や食費は利用者負担となっておりますが、低所得者の方は負担の上限を設定し上限額と利用者負担の差額を介護保険から給付を行います。特定財源その他は支払基金交付金710万4千円、繰入金296万円、合計で1千6万4千円になります。次の22ページ、地域支援事業費、1目介護予防事業費122万7千円につきましては高齢者を対象とした介護予防事業の経費で、特定財源その他は支払基金交付金36万8千円、繰入金15万3千円、合計で52万1千円になります。1目任意事業費19万3千円につきましては在宅介護の負担の軽減と介護技術の普及向上を図るための事業であり、特定財源その他3万8千円は繰入金になります。次の基金積立金、23ページの公債費及び財政安定化基金償還金につきましては説明を省略いたします。

次の24ページは地方債に関する調書です。地方債の区分財政安定化基金貸付金、前前年度末現在高82万6千円。これにつきましては平成20年度までに償還を終了しておりますので、当該年度末現在高見込額はございません。

次に歳入については9ページをお開きいただいて、総括表で説明いたします。1款の介護保険料、2款の使用料及び手数料、8款の繰越金、9款の諸収入、合計6千905万7千円が一般財源であり、3款の国庫支出金から7款の繰入金までの合計3億877万5千円が特定財源となります。以上で予算の説明を終わらせていただきます。

議長（村尾富造君）

次に、議案第28 平成21年度清里町国民健康保険事業特別会計予算について。町民課長。

町民課長

既に上程されています、議案第28号平成21年度清里町国民健康保険事業特別会計予算についてご説明申し上げます。予算説明書の黄色の間仕切りを1枚お開きいただいて3ページをご覧ください。

第1条第1項につきましては予算の総額を歳入歳出それぞれ7億8千459万円と定めるものです。第1条第2項につきましては後ほど事項別明細書によりご説明申し上げます。第2条につきましては、一時借入金の限度額を5千万円と定めるものです。第3条につきましては歳出予算の流用について定めるものであり、第1項第1号において保険給付費については同一款内での流用を認める規定であります。それでは予算審議資料の黄色の紙をお開きいただいて1ページをご覧ください。

歳入歳出の合計額では前年度対比で9千46万2千円の増額。比率では113.0%となっております。それでは歳入の款ごとの予算額を前年度対比にてご説明申し上げます。1款国民健康保険税につきましては1千190万円の増。増の内訳は農業所得及び保険税の改正によるものです。2款使用料及び手数料については増減はございません。3款国庫支出金2千640万円の増は医療費の伸びによるものです。4款療養給付費交付金840万2千円の減は制度改正によって算定基礎となります退職被保険者等の年齢の変更によるものです。5款前期高齢者交付金4千302万6千円の増は退職被保険者から前期高齢者への移行により被保険者数が増えたことによる増額となっております。6款道支出金451万4千円の増は医療費の伸びによるものです。7款共同事業交付金1千500万円の増は高額医療費の伸びによるものです。8款財産収入14万9千円の減は利息の減によるものです。9款繰入金199万6千円の減は財政安定化支援事業繰入金161万円の減が主なものです。なお、繰入金には一般会計から法定外繰入として3千万円を繰入しております。10款繰越金については増減ございません。11款諸収入16万9千円の増は特定健診の受診者数の増によるものです。

続いて歳出についてご説明申し上げます。1款総務費33万2千円の減はレセプト点検日数に伴う人夫賃と消耗品の減額が主なものです。2款保険給付費8千205万3千円の増は平成20年度医療費の大幅な伸びの基に医療費等推計試算いたしました。3款後期高齢者支援金等750万6千円の増は後期高齢者被保険者数の増によるものです。4款前期高齢者納付金等22万6千円の増は前期高齢者被保険者数の増加によるものです。5款老人保健拠出金1千422万2千円の減は後期高齢者医療制度の移行による減です。6款介護納付金252万3千円の増は被保険者数の増加によるものです。7款共同事業拠出金1千91万円の増は保険財政共同安定化事業拠出金1千142万2千円の増が主なものです。8款保健事業費194万7千円の増は特定健診受診者数の増加等により特定健康診査等事業費168万円が主なものです。基金積立金の14万9千円の減は積立利息の減によるものです。

10 款公債費及び 11 款諸支出金は増減ございません。2 ページをお開き下さい。2 ページは款別・性質別・節別の予算分類表ですが内容につきましては省略させていただきます。3 ページをお開きください。3 ページは主要施策事業調べであり、事業の内容、財源の内訳につきましても記載しておりますのでご参照下さい。

それでは歳出についてご説明申し上げますので予算説明書の 23 ページをお開き下さい。歳出の特異的なものと特定財源の内、国道支出金の省いた特定財源についてご説明申し上げます。1 款総務費、1 目一般管理費については特異的なものはございません。特定財源のその他 235 万 8 千円は一般会計繰入金です。1 目賦課徴収税费については特異的なものはありません。24 ページをお開きください。1 目運営協議会費についても特異的なものはございません。特定財源その他 16 万 6 千円は一般会計繰入金です。2 款保険給付費、1 目一般被保険者療養給付費につきましては平成 20 年度の医療費の大幅な伸びを基に医療費を推計積算いたしました。2 目退職被保険者等療養給付費から 5 目審査支払手数料までは過去 4 年間の実績と制度改正等による影響等に基づいた推計と積算結果により予算計上しております。なお、2 款保険給付費における特定財源の内訳については先ほどの審議資料の 3 ページ、主要政策事業調べをご参照いただき説明は省略させていただきます。25 ページをお開きください。1 目一般被保険者高額療養費におきましては、平成 20 年度の高額医療費の大幅な伸びを基に医療費等を推定積算いたしました。2 目退職被保険者等高額療養費につきましては、制度改正による被保険者数の減により推計いたしました。1 目一般被保険者移送費から次の 26 ページ 1 目葬祭費までにつきましては特異的なものはございません。3 款後期高齢者支援金等から 4 款前期高齢者納付金と 27 ページ 5 款老人保健給付金、6 款介護給付金の 7 款共同事業拠出金、28 ページの 8 款保健事業費までにつきましては先ほどの審議資料の 3 ページ主要政策事業調べをご参照いただき説明は省略させていただきます。29 ページをお開き下さい。9 款基金積立金、1 目基金積立金につきましては基金の支消により減額しております。特定財源のその他 1 千円は財産収入です。10 款公債費及び 11 款諸支出金については特異的なものはございません。それでは 11 ページにお戻り下さい。

歳入について総括でご説明申し上げます。3 款国庫支出金から 9 款繰入金まで及び 11 款諸収入のうち 51 万 2 千円、合計 5 億 7 千 5 百 96 万 7 千円は特定財源であり、1 款国民健康保険税、2 款使用料及び手数料、10 款繰越金、11 款諸収入のうち 1 万 3 千円合わせまして 2 億 8 千 6 百 2 万 3 千円が一般財源でございます。以上で説明を終わります。

議長（村尾富造君）

次に、議案第 29 号 平成 21 年度清里町老人保険事業特別会計予算について。町民課長。

町民課長

既に上程されています、議案第 29 号平成 21 年度清里町老人保健事業特別会計予算についてご説明申し上げます。予算説明書の橙色の間仕切りを 1 枚お開きいただいて、3 ページをご覧ください。

第 1 条第 1 項につきましては予算の総額を歳入歳出それぞれ 190 万 1 千円と定めるものです。第 1 条第 2 項につきましては後ほど事項別明細書によりご説明申し上げます。第 2 条につきましては一時借入金の限度額を 100 万円と定めるものです。

それでは予算審議資料の橙色の紙を1枚お開きいただいて1ページをご覧ください。老人保健特別会計につきましては、後期高齢者医療保険制度に移行されたため月遅れ請求等に係る費用を計上しております。歳入歳出の合計額では前年度対比で4千991万3千円の減額、比率で3.7%となっております。

それでは歳入の款ごとにおける予算額を前年度対比にてご説明申し上げます。1款支払基金から3款道支出金までは一般財源でございます。4款繰入金335万8千円の減は歳出の医療費に見合う額を計上いたしました。5款諸収入118万4千円の増は不正請求による返還金によるものです。続いて歳出についてご説明いたします。1款医療諸費5千109万6千円の減は月遅れ医療費のみの計上によるものです。2款公債費におきましては皆増でございます。3款諸支出金120万円は返納金です。2ページは主要事業施策調べであり事業の内容、財源内訳につきましても記載されておりますのでご参照下さい。それでは歳出についてご説明申し上げますので、予算説明書の17ページをお開き下さい。

1款医療諸費、1目医療給付費から4目審査支払手数料まで特異的なものはありません。特定財源その他は全て一般会計繰入金でございます。2款諸支出金、1目償還金120万円は支払基金交付金、国庫負担金、道負担金及び一般会計繰入金返納金でございます。公債費については皆減です。それでは予算説明書の9ページにお戻り下さい。

歳入につきましては総括でご説明いたします。1款繰入金は特定財源であり、2款諸収入は一般財源でございます。以上で説明を終わります。

議長（村尾富造君）

次に、議案第30号 平成21年度清里町後期高齢者医療事業特別会計予算について。町民課長。

町民課長

既に上程されています、議案第30号平成21年度清里町後期高齢者医療事業特別会計予算についてご説明申し上げます。予算説明書の緑色の仕切りを1枚お開きいただき3ページをご覧ください。

第1条第1項につきましては予算の総額を歳入歳出それぞれ5千44万5千円とするものです。第1条第2項につきましては後ほど事項別明細書によりご説明申し上げます。それでは、予算審議資料の緑の紙を1枚お開きいただいて1ページをご覧ください。

歳入歳出の合計額は前年度対比で158万9千円の減額、比率では96.9%となっております。それでは歳入における予算額を前年度対比にてご説明いたします。1款後期高齢者医療保険料505万円の減は制度改正による低所得者に対する9割軽減等によるものです。2款給料及び手数料は増減ございません。3款繰入金340万9千円の増は一般管理費で41万3千円の増、徴収費4千円の増、広域連合納付金で299万2千円の増です。4款繰越金では特にございません。5款諸収入5万1千円の増は償還金及び還付加算金です。

続いて歳出についてご説明申し上げます。1款総務費41万7千円の増は旅費3万5千円の増、委託料37万8千円の増、手数料4千円の増です。2款後期高齢者医療広域連合納付金205万7千円の減は保険料の軽減に伴うものです。3款諸支出金5万1千円は皆増であり保険料還付金であります。

2ページをお開き下さい。2ページは款別、性質別、節別予算分類表ですが、内容につきましては省略させていただきます。3ページをお開き下さい。主要施策事業調べであり、事業の内容、財源内訳につきましても記載されておりますのでご参照下さい。

それでは歳出についてご説明申し上げますので予算説明書の19ページをお開き下さい。1款総務費、1目一般管理費4万3千円の増は札幌市などの会議旅費1回分と昨年度補正対応いたしましたシステム補修委託料を当初予算計上いたしました。1目徴収費については特異的なものではありません。2款後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金205万7千円の減は保険料負担金505万円の減、保健基盤安定負担金315万3千円の増、事務費負担金16万円の減でございます。20ページをお開き下さい。3款諸支出金、1目保険料還付金5万1千円につきましても新たに予算計上いたしました。19ページ1款総務費から2款後期高齢者医療広域連合納付金の特定財源のその他は全て一般会計繰入金でございます。20ページ3款諸支出金、特定財源その他5万1千円は償還金及び還付加算金であります。それでは予算説明書の9ページにお戻り下さい。

歳入については総括でご説明申し上げます。3款繰入金、5款諸収入のうち5万1千円、合計1千649万円が特定財源であり、1款後期高齢者医療保険料、2款使用料及び手数料、4款繰越金、5款諸収入のうち2千円、合計3千395万円につきましては一般財源であります。以上で説明を終わります。

議長（村尾富造君）

次に、議案第31号 平成21年度清里町簡易水道事業特別会計予算について。建設課長。

建設課長

既に上程されております、議案第31号平成21年度清里町簡易水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算説明書の水色の紙をお開きいただき3ページをご覧ください。まず第1条第1項につきましては予算の総額を歳入歳出それぞれ7千838万5千円と定めるものでございます。第1条第2項につきましては後ほど事項別明細書によりご説明申し上げます。次に審議資料水色のページ簡易水道事業特別会計3ページの主要施策事業調べと、4ページの事業位置図のご説明を申し上げます。最初に平成21年度簡易水道事業における主な事業内容と事業位置についてご説明申し上げます。3ページをお開き下さい。

水道メーター器更新事業であります。計量法に基づき8年を経過した水道メーターは更新をしなければなりませんので、第1施設111ヶ所、第2施設14ヶ所、合計125ヶ所のメーター器更新を行うものであり、事業費として950万円を計上いたしております。特定財源844万1千円は簡易水道基金繰入金であります。次に水道配水管移設事業ですが、道路改良工事に伴う配水管の移設工事であり、町道新町3線道路約83メートルの移設事業が予定され、事業費として200万円を計上しております。4ページでは 図面番号 として記載されております。特定財源65万6千円は簡易水道基金繰入金、その他134万4千円は配水管移設工事に伴う補償費であります。

続いて、この審議資料の1ページにお戻り下さい。予算の総括表でご説明申し上げます。

歳入歳出の合計額ですが、前年度対比320万8千円の増となり、率で104.3%となっております。それでは最初に、歳入の款毎における予算額を前年度対比においてご説明申し上げます。1款使用料及び手数料は前年度170万円の減となっておりますが、人口の減少、飲食店の閉店等により水道の使用水量が減少してきておりますので、平成20年度の実績も参考にしながら減額計上いたしております。2款財産収1万円の減は基金利子の減であります。3款繰入金540万5千円の増は、一般会計繰入金35万4千円の増と簡易水道施設整備基金繰入金505万1千円の増となっております。4款繰越金については増減はありません。5款諸収入の48万7千円の減は、配水管移設補償金の減額によるものです。

次に歳出における款毎の予算額を説明申し上げます。1款総務費については154万5千円の増となっておりますが、主な要因は職員2人分の人件費の増と需用費、公課費の増が主な要因となっております。2款施設費は6万円の減となっておりますが、水道メーター器更新事業で179万3千円増額、水道配水管移設工事で約214万5千円の減額によるものです。3款公債費173万3千円の増は、起債の元金償還金が216万円の増、地方債利子償還金が42万7千円の減となっております。4款基金積立金1万円の減は簡易水道施設整備基金積立金の減であります。続いて2ページをお開き下さい。2ページは各款の性質別、節別の予算分類表であり、説明は省略させていただきます。

それでは予算書の17ページをお開き下さい。歳出の特異的なものと財源内訳についてご説明申し上げます。1款総務費の1目一般管理費につきましては、当会計に属する職員2名分の人件費と物件費を計上しておりますが、先ほど審議資料の総括で説明したとおり、昨年度と比較して154万5千円の増となっております。続いて2款施設費ですが、先ほど総括表で説明したとおりであり省略しますが、特定財源のその他1千44万1千円は簡易水道基金繰入金909万7千円、諸収入、補償費が134万4千円となっております。3款公債費については総括表で説明したとおりで特異的なものはございません。特定財源のその他1千420万7千円の増については一般会計繰入金です。4款基金積立金についても特異的なものはございません。特定財源のその他21万円は簡易水道施設整備基金利子でございます。

20ページから27ページにつきましては職員2名の給与費明細書であり、一般会計と同様の内容、様式となっておりますので説明を省略させていただきます。続いて28ページをお開き下さい。地方債の調書であります。区分は簡易水道債と過疎債であり総額で申し上げます。前々年度末平成19年度末現在高3億5千978万4千円、前年度末平成20年度末現在高見込額3億3千517万1千円、当該年度平成21年度中の元金償還見込額2千677万4千円、当該年度末平成21年度末の現在高見込額は3億839万7千円となる見込みです。

それでは歳入の説明をさせていただきますので、予算書の9ページにお戻り下さい。歳入については総括でご説明申し上げます。2款財産収入21万円、3款繰入金2千330万4千円、5款諸収入134万4千円、合計2千485万8千円につきましては特定財源であり、また、1款使用料及び手数料5千152万7千円、4款繰越金2万円の合計5千352万7千円を一般財源に充当いたします。以上で、説明を終わります。

議長（村尾富造君）

次に、議案第32号平成21年度清里町農業集落排水事業特別会計予算について。建設課長。

建設課長

既に上程されております、議案第32号平成21年度清里町農業集落排水事業特別会計予算についてご説明申し上げます。薄紫色の仕切りをお開きいただき予算説明書の3ページをご覧ください。

まず第1条第1項につきましては、歳入歳出の予算総額を1億2千779万4千円と定めるものです。第1条第2項につきましては後ほど事項別明細書によりご説明申し上げます。次に審議資料の薄紫色ページ農業集落排水事業特別会計3ページの主要施策事業調べの説明を申し上げます。公共樹の新設工事を3ヶ所、事業費90万円を計上いたしております。また、終末処理場2ヶ所の修繕費、250万円を計上いたしております。特定財源10万円は工事費分担金です。

それでは審議資料の1ページにお戻り下さい。予算を20年度との比較により総括表でご説明申し上げます。総括表であります。歳入歳出ともに前年度比471万6千円の減、前年度対比96.4%となっております。まず歳入についてご説明申し上げます。1款分担金及び負担金につきましては増減はありません。2款使用料及び手数料の133万円の減は、水道使用料と同様人口の減少等が主な要因となっております。3款財産収入については増減がありません。4款繰入金289万5千円の減は一般会計繰入金の減によるものです。5款繰越金については増減はありません。6款諸収入は49万1千円の減となっておりますが、主な要因としては公共樹移転補償費の減によるものであります。

続いて歳出についてご説明申し上げます。1款総務費45万6千円の増につきましては、一般管理費の職員の異動に伴う人件費の増と施設管理費の光熱水費の増額によるものです。2款事業費124万6千円の減は町単独工事業量の減によるものであります。3款公債費392万6千円の減につきましては、起債の元金償還金が233万6千円の減、利子償還金が159万円の減となっております。続いて2ページをお開き下さい。2ページは各款における性質別、節別の予算分類表でありまして説明は省略させていただきます。

それでは、予算説明書の17ページをお開きください。歳出の特異的なものと財源内訳について説明いたします。1款総務費、1目一般管理費、2節給料から4節共済費につきましては本会計に属する職員1名分の人件費と管理費であり、特異的なことはありません。17ページ下段から18ページをご覧ください。2目施設管理費は需用費の光熱水費を増額計上しておりますが、その他は特異的なものはありません。特定財源のその他2万円は財産収入、生産物売払収入です。18ページ下段から19ページにかけてご覧ください。2款事業費、1目農業集落排水事業費ですが124万6千円の減となっておりますが、主な要因は事業費等の減によるものです。下水道台帳作成委託料25万円につきましては札弦地区の2ヶ年分の台帳整理をするものであります。工事請負費につきましては道路改良に伴うマンホール移設、処理場の機器整備事業に要する費用を計上いたしております。特定財源10万円は施設工事分担金であります。3款公債費については地方債元金と利子で392万6千円の減となっております。1目元金、2目利子の特定財源、その他合計額8千974万1千円は全て一般会計繰入金です。

以下20ページから27ページまでは当会計に属する職員1名分の給与費明細書であり、一般会計

と同様の様式、内容となっていますので説明は省略させていただきます。次に28ページをお開き下さい。地方債に関する調書ですが、区分は下水道債、特例債、過疎債となっており、総額で前々年度末平成19年度末現在高9億7千285万9千円、前年度末平成20年度末現在高見込額9億315万3千円、当該年度平成21年度中の元金償還見込額6千737万円、当該年度平成21年度末現在高見込額は8億3千578万3千円の見込みとなります。

続いて歳入についてご説明申し上げますので9ページにお戻り下さい。1款分担金及び負担金、3款財産収入、4款繰入金、それらの合計8千986万1千円を特定財源とし、2款使用料及び手数料、5款繰越金及び6款諸収入の合計3千793万3千円を一般財源として充当いたします。以上で説明を終わります。

議長（村尾富造君）

次に、議案第33号 平成21年度清里町焼酎事業特別会計予算について。焼酎事業所長。

焼酎事業所長

既に上程されております、議案第33号平成21年度清里町焼酎事業特別会計予算についてご説明申し上げます。予算説明書の驚色の仕切りの次のページ3ページをお開き下さい。

第1条第1項につきましては、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ1億1千416万円と定めるものです。第1条第2項につきましては、後ほど事項別明細書においてご説明申し上げます。第2条につきましては、一時借入金の限度額を2千万円と定めるものです。続きまして、別冊の予算審議資料でご説明いたしますので審議資料の驚色の1ページ予算総括表をお開き下さい。

平成21年度の歳入歳出の予算額の合計は1億1千416万円でございます。前年度との比較金額では306万円の減であり、前年度対比97.4%であります。歳入の款別におけます前年度比較金額の主な内容につきまして申し上げます。1款財産収入は400万円の減額であります。販売内訳につきましては3ページの平成21年度焼酎等製造販売計画表の2販売計画のとおり販売本数につきましては、焼酎製品で9万5千160本、水製品で1万6千本であり、販売額の合計は1億円で計画をいたしております。2款繰入金は94万円の増額でございます。3款繰越金及び4款諸収入の増減はございません。

次に歳出の款別におけます前年度比較金額の主な内容につきまして申し上げます。1款総務費は212万4千円の増額であります。内容といたしましては人件費の66万7千円の増、報償費で94万4千円の増、工事請負費で60万円の増となっております。2款製造費は518万4千円の減額であります。社会保険料及び賃金で44万4千円の減、需用費で278万8千円の減、使用料及び賃借料で181万5千円の減、原材料費で47万1千円の減、公課費で24万2千円の減であり、役務費では11万6千円の増、備品購入費46万円の増となっております。また、製造につきましては3ページに記載のとおり、じゃがいも焼酎、麦焼酎、かぼちゃ焼酎合わせまして50回の仕込みでアルコール25度換算数量で88キロリットルの製造を見込んでおります。3款公債費につきましては、増減はございません。2ページをお開き下さい。2ページは各款における性質別、節別予算分類表でございます。説明は省略をさせていただきます。

続きまして予算説明書の事項別明細書により、歳出からご説明いたしますので、焼酎事業特別会計の17ページをお開き下さい。歳出の説明は特異的なものについてのみご説明をいたします。1款総務費、1目一般管理費は職員3名の人件費と管理費用と物件費でございます。18ページをお開き下さい。15節工事費60万円は高圧受電設備区分開閉器取替工事でございます。19ページ、総務費の財源内訳、特定財源その他1千363万円は一般会計繰入金でございます。19ページ、2款製造費、1目醸造費はじゃがいも焼酎などの50回仕込みの製造経費と瓶詰め経費及び酒税などの物件費でございます。説明を省略させていただきます。20ページの公債費5万円は一時借入れ金でございます。21ページから27ページまでは当会計3名分の給与費明細書であり説明は省略させていただきます。28ページをお開き下さい。債務負担行為に關します調書で瓶洗い用機械の借上げ事業に係るものであります。平成20年度で期間終了となっております。説明を省略させていただきます。

次に歳入のご説明を申し上げますので9ページにお戻り下さい。1款財産収入につきましては審議資料の歳入でご説明いたしました。1款財産収入、3款繰越金、4款諸収入は一般財源でございます。2款繰入金は一般会計繰入金であります。特定財源その他であり総務費に充当させていただきます。以上で説明を終わります。

議長（村尾富造君）

これで全会計の予算説明が終わりました。

お諮りします。審議の方法については、議会先例により議長を除く全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査したいと思っておりますがご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（村尾富造君）

異議なしと認めます。したがって、議長を除く全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。休憩中に特別委員会を開催し、正副委員長の互選をお願いいたします。

休憩 午前11時45分

再開 午前11時52分

議長（村尾富造君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

特別委員会の正副委員長の互選が行われましたので、その結果を報告いたします。

委員長 澤田伸幸君、副委員長 藤田春男君。以上のとおり報告がありました。

なお、審査日程は3月12日から13日までの2日間との報告がありました。

お諮りします。ここで予算審査特別委員会の審査が終了するまで休会にしたいと思っておりますがご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（村尾富造君）

異議なしと認めます。したがって、予算審査特別委員会の審査が終了するまで休会とすることに決定しました。

散会宣告

議長（村尾富造君）

本日はこれで休会といたします。

大変ご苦労様でした。

（散会 午前11時55分）

平成21年第1回清里町議会定例会会議録(3月13日)

平成21年第2回清里町議会定例会は、清里町議会事堂に招集された。

1. 応招議員は次のとおりである。

| | |
|------------|------------|
| 1番 勝 又 武 司 | 6番 藤 田 春 男 |
| 2番 加 藤 健 次 | 7番 細 矢 定 雄 |
| 3番 畠 山 英 樹 | 8番 中 西 安 次 |
| 4番 澤 田 伸 幸 | 9番 村 尾 富 造 |
| 5番 田 中 誠 | |

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員に同じである。

4. 欠席議員は次のとおりである。

なし

5. 遅刻議員は次のとおりである。

なし

6. 早退議員は次のとおりである。

なし

7. 地方自治法第121条の規定により、説明のために会議に出席した者は次のとおりである。

| | |
|-------------|-------------|
| 町 長 | 橋 場 博 |
| 代 表 監 査 委 員 | 篠 田 恵 介 |
| 教 育 委 員 長 | 二 俣 勝 |
| 農 業 委 員 会 長 | 成 戸 昌 道 |
| 副 町 長 | 櫛 引 政 明 |
| 総 務 課 長 | 古 谷 一 夫 |
| 町 民 課 長 | 小 笠 原 利 一 郎 |
| 建 設 課 長 | 坂 本 哲 夫 |
| 産 業 課 長 | 宇 野 充 |

| | |
|-----------------------|---------|
| 保 健 福 祉 課 長 | 島 澤 栄 一 |
| 出 納 室 長 | 谷 秀 三 |
| 焼 耐 事 業 所 長 | 長 屋 将 木 |
| 教 育 長 | 荻 野 美 樹 |
| 生 涯 教 育 課 長 | 柏 木 繁 延 |
| 監 査 委 員 事 務 局 長 | 村 上 孝 一 |
| 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 宇 野 充 |
| 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 | 古 谷 一 夫 |

8. 本会議の書記は次のとおりである。

| | |
|---------|-----------|
| 事 務 局 長 | 村 上 孝 一 |
| 主 査 | 鈴 木 美 穂 子 |

9. 本会議の案件は次のとおりである。

| | |
|----------|-----------------------------------|
| 議案第 6 号 | 清里町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について |
| 議案第 9 号 | 清里町税条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 10 号 | 清里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 11 号 | 清里町介護保険条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 26 号 | 平成 21 年度清里町一般会計予算 |
| 議案第 27 号 | 平成 21 年度清里町介護保険事業特別会計予算 |
| 議案第 28 号 | 平成 21 年度清里町国民健康保険事業特別会計予算 |
| 議案第 29 号 | 平成 21 年清里町老人保健特別会計予算 |
| 議案第 30 号 | 平成 21 年度清里町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 議案第 31 号 | 平成 21 年度清里町簡易水道事業特別会計予算 |
| 議案第 32 号 | 平成 21 年度清里町農業集落排水事業特別会計予算 |
| 議案第 33 号 | 平成 21 年度清里町焼耐事業特別会計予算 |
| 議案第 34 号 | 公営住宅建設工事請負契約の締結について |
| 会議案第 1 号 | 清里町議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例 |
| 意見案第 1 号 | 北海道の自衛隊体制維持を求める意見書について |
| 意見案第 2 号 | 公契約に関する基本法の制定を求める意見書について |
| 意見案第 3 号 | 雇用対策の充実・強化とセーフティネットの拡充を求める意見書について |
| 意見案第 4 号 | 市町村病院の経営安定化と療養病床の維持存続を求める意見書について |
| 意見案第 5 号 | 平成 21 年度酪農畜産政策・価格対策に関する意見書について |

開議 午後 1 時 0 0 分

開議宣告

議長（村尾富造君）

ただ今の出席議員数は 9 名です。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

議長（村尾富造君）

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第 118 条の規定により議長において 5 番 田中 誠君、6 番 藤田春男君を指名いたします。

日程第 2 議案第 6 号、議案第 9 号から議案第 11 号

議長（村尾富造君）

既に上程されております、議案第 6 号 清里町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてを議題とします。

議長（村尾富造君）

お諮りします。本件については討論を省略し採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（村尾富造君）

異議なしと認めます。

これから議案第 6 号を採決します。この採決は起立によって行います。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（村尾富造君）

起立全員です。したがって、議案第 6 号 清里町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更については原案どおり可決されました。

議長（村尾富造君）

既に上程されております、議案第 9 号 清里町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

議長（村尾富造君）

お諮りします。本件については討論を省略し採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（村尾富造君）

異議なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。この採決は起立によって行います。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（村尾富造君）

起立全員です。したがって、議案第9号 清里町税条例の一部を改正する条例は原案どおり可決されました。

議長（村尾富造君）

既に上程されております、議案第10号 清里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

議長（村尾富造君）

お諮りします。本件については討論を省略し採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（村尾富造君）

異議なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。この採決は起立によって行います。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（村尾富造君）

起立全員です。したがって、議案第10号 清里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は原案どおり可決されました。

議長（村尾富造君）

既に上程されております、議案第11号 清里町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

議長（村尾富造君）

お諮りします。本件については討論を省略し採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（村尾富造君）

異議なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。この採決は起立によって行います。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（村尾富造君）

起立全員です。したがって、議案第 1 1 号 清里町介護保険条例の一部を改正する条例は原案どおり可決されました。

日程第 3 議案第 2 6 号から議案第 3 3 号

議長（村尾富造君）

既に上程されております、議案第 2 6 号 平成 2 1 年度清里町一般会計予算から、議案第 3 3 号 平成 2 1 年度清里町焼酎事業特別会計予算まで、都合 8 件を一括議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長 澤田伸幸君。

4 番（澤田伸幸君）

平成 2 1 年 3 月 1 1 日、第 2 回清里町議会定例会において付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第 7 6 条の規定により報告します。

- 1、審査事件 議案第 2 6 号 平成 2 1 年度清里町一般会計予算から議案第 3 3 号 平成 2 1 年度清里町焼酎事業特別会計予算まで。
- 2、審査期日 平成 2 1 年 3 月 1 2 日から平成 2 1 年 3 月 1 3 日まで 2 日間。
- 3、審査の結果 各会計原案どおり決定することとしました。

議長（村尾富造君）

本件について、議会先例に基づき質疑を省略します。

議長（村尾富造君）

お諮りします。ただ今議題としました 8 件については、討論を省略し一括採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（村尾富造君）

異議なしと認めます。

したがって、ただ今議題としました 8 件については、討論を省略し一括して採決することに決定しました。

これから議案第 2 6 号から議案第 3 3 号までを一括採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第 2 6 号から議案第 3 3 号までは委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（村尾富造君）

起立全員です。したがって、議案第 2 6 号 平成 2 1 年度清里町一般会計予算から、議案第 3 3 号 平成 2 1 年度清里町焼酎事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第34号

議長（村尾富造君）

日程第4 議案第34号 公営住宅建設工事請負契約の締結についてを議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。建設課長。

建設課長

ただ今上程されました、議案第34号公営住宅建設工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。本件は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は公営住宅建設工事であります。工事の概要をご説明申し上げます。工事の場所は清里町羽衣町27番地、旧営林署跡地のひまわり団地であります。工事の内容は、公営住宅1棟4戸で、内訳は2LDK2戸、3LDK2戸の建設であります。契約の方法は指名競争入札による契約であり、契約金額は8千347万5千円となっております。なお、予定価格は8千438万8千500円でございます。契約の相手方は株式会社石井組であり、工期は平成21年3月16日より平成21年12月10日を予定しております。また、工事費等必要経費につきましては、3月31日付けをもって繰越の専決処分をさせていただきますのでご理解いただきたいと存じます。以上で説明を終わります。

議長（村尾富造君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

議長（村尾富造君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。本件については討論を省略し採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（村尾富造君）

異議なしと認めます。

これから議案第34号を採決します。この採決は起立によって行います。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（村尾富造君）

起立全員です。したがって、議案第34号 公営住宅建設工事請負契約の締結については原案どおり可決されました。

日程第5 会議案第1号

議長（村尾富造君）

日程第5 会議案第1号 清里町議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。議会運営委員会委員長 加藤健次君。

2 番（加藤健次君）

ただ今上程されました、会議案第 1 号清里町議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

本件については、議員が長期にわたり病気療養等により議会活動ができなくなった場合、その期間に応じて報酬を減額する規定を新たに設けるものです。それでは別冊の審議資料により説明いたしますので議会関係審議資料の 1 ページをご覧ください。アンダーラインを引いてあるところが今回改正をするところであります。

第 3 条は議員報酬の減額の規定を新たに設けるもので、第 1 項として議員が議会活動ができなくなった期間に応じて、次の表に定める割合を議員報酬から減額するものです。議会活動ができない期間が 90 日以上 180 日未満は 100 分の 30、180 日以上 365 日未満は 100 分の 40、365 日以上は 100 分の 50 をそれぞれ減額するものです第 2 項は減額の開始・終了の取り扱いを規定しており、90 日、180 日、365 日の経過する日の属する月の翌月から開始し、復帰した日の属する月をもって終了するものです。第 3 項は公務災害等に認定された場合、この規定を適用しない規定であります。第 4 条から第 6 条は条の繰り下げ、附則は施行期日を定めるもので、この条例は平成 21 年 4 月 1 日より施行いたします。以上で提案理由の説明を終わります。

議長（村尾富造君）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

議長（村尾富造君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。本件については討論を省略し採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（村尾富造君）

異議なしと認めます。

これから会議案第 1 号を採決します。この採決は起立によって行います。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（村尾富造君）

起立全員です。したがって、会議案第 1 号清里町議会議員の議員報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例は原案どおり可決されました。

日程第 6 から日程第 7 意見案第 1 号から意見案第 2 号

議長（村尾富造君）

ここで議事の都合上、日程第 6 意見案第 1 号 北海道の自衛隊体制維持を求める意見書について、日程第 7 意見案第 2 号 公契約に関する基本法の制定を求める意見書についてを一括議題とします。2 件についてそれぞれ提案理由の説明を求めます。総務文教常任委員会委員長 畠山英樹君。

3番（畠山英樹君）

意見案第1号 北海道の自衛隊体制維持を求める意見書について。本件について、地方自治法第99条の規定により、別紙の通り意見書を提出するものとする。

（以下、意見書の朗読）

2件目、意見案第2号 公契約に関する基本法の制定を求める意見書について。本件について、地方自治法第99条の規定により、別紙の通り意見書を提出するものとする。

（以下、意見書の朗読）

議長（村尾富造君）

これから、2件について一括質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

議長（村尾富造君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。この意見案2件については、討論を省略し一括して採決したいと思いますがお異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（村尾富造君）

異議なしと認めます。

これから意見案2件を一括して採決します。この採決は起立によって行います。

意見案第1号並びに意見案第2号は原案どおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（村尾富造君）

起立全員です。したがって、意見案第1号 北海道の自衛隊体制維持を求める意見書について、意見案第2号 公契約に関する基本法の制定を求める意見書については原案のとおり可決されました。

議長（村尾富造君）

お諮りします。ただ今可決された意見書の提出先並びに内容の字句等について、その整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますがご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（村尾富造君）

異議なしと認めます。したがって意見書の提出先並びに内容の字句等については、議長に委任することに決定しました。

日程第8から日程第10 意見案第3号から意見案第5号

議長（村尾富造君）

ここで議事の都合上、日程第8 意見案第3号 雇用対策の充実・強化とセーフティーネットの拡

充を求める意見書についてから、日程第10 意見案第5号 平成21年度酪農畜産政策・価格対策に関する意見書についてまでを一括議題とします。3件についてそれぞれ提案理由の説明を求めます。産業福祉常任委員会委員長 澤田伸幸君。

4番（澤田伸幸君）

意見案第3号 雇用対策の充実・強化とセーフティーネットの拡充を求める意見書について。本件について、地方自治法第99条の規定により、別紙の通り意見書を提出するものとする。

（以下、意見書の朗読）

次、意見案第4号 市町村立病院の経営安定化と療養病床の維持存続を求める意見書について。本件について、地方自治法第99条の規定により、別紙の通り意見書を提出するものとする。

（以下、意見書の朗読）

次、意見案第5号 平成21年度酪農畜産政策・価格対策に関する意見書について。本件について、地方自治法第99条の規定により、別紙の通り意見書を提出するものとする。

（以下、意見書の朗読）

議長（村尾富造君）

これから、3件について一括質疑を行います。

（「質疑なし」との声あり）

議長（村尾富造君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。この意見案3件については、討論を省略し一括して採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（村尾富造君）

異議なしと認めます。

これから意見案3件を一括して採決します。この採決は起立によって行います。

意見案第3号から意見案第5号は原案どおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（村尾富造君）

起立全員です。したがって、意見案第3号 雇用対策の充実・強化とセーフティーネットの拡充を求める意見書について、意見案第4号 市町村立病院の経営安定化と療養病床の維持存続を求める意見書について、意見案第5号 平成21年度酪農畜産政策・価格対策に関する意見書については原案のとおり可決されました。

議長（村尾富造君）

お諮りします。ただ今可決された意見書の提出先並びに内容の字句等について、その整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますがご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(村尾富造君)

異議なしと認めます。したがって意見書の提出先並びに内容の字句等については、議長に委任することに決定しました。

閉会宣言

議長(村尾富造君)

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成21年第2回清里町議会定例会を閉会します。大変ご苦勞様でした。

(閉会 午後1時27分)